

令和5年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和5年6月2日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年6月6日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和5年6月6日	14時28分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	欠員		9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	5番	待永るい子	6番	竹下泰信	7番	田川浩
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 下川慎二			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	今田徹		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	羽鶴修一		
	総務課長	津岡徳康	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	萩原昭彦	学校教育課長	與猶正弘		
	町民福祉課長	森川陽子	社会教育課長	安本智樹		
	健康増進課長	中溝忠則	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年6月6日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和5年太良町議会6月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 待永るい子	<p>1. 新型コロナウイルス感染症5類移行について</p> <p>新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり3年が経過した。5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」から季節性インフルエンザと同じ5類に移行した新型コロナウイルス感染症について問う。</p> <p>(1) 今後のワクチン接種はどのようになるのか。</p> <p>(2) 発熱時など体調が悪い時は普通に病院を受診できるのか。</p> <p>(3) 今後の自治体の役割はどう変わるのか。</p>	町 長
		<p>2. JR通学生対策について</p> <p>昨年度より長崎本線については、大幅な改革があり、JRを使って通学する高校生にとっては非常に利用しにくい状況となっている。このJR通学生対策について問う。</p> <p>(1) 肥前浜駅で乗り換える状況下での困り事と、その対策はどうなっているのか。</p> <p>(2) 通学している電車と祐徳バスの組み合わせについてはどのように考えているのか。</p>	町 長
		<p>3. 小学生のランドセル対策について</p> <p>日本国中で来春入学する子ども向けのランドセル商戦が繰り広げられ、年々価格が上昇しているランドセル対策について問う。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 待永 るい子	<p>(1) 機能性についてどのように把握しているのか。</p> <p>(2) 価格面についてはどのように把握しているのか。</p>	町 長
2	1番 山口 一生	<p>1. 太良町の歴史を未来につなげる事について</p> <p>太良町は石器時代からの歴史を有する土地であり、2000年を超える文化の積み重ねがある。</p> <p>現代においては、多数の文化的・歴史的遺産が風化してきており、未来の太良人へ受け継ぐ事が困難になってきている。我々世代が受け取ったものを次につなげるためにも、町政としての取り組みとを考えを問う。</p> <p>(1) 多良岳は日本最古の霊山であるが、この重要性についてはどう考えているか。</p> <p>(2) 町内各地にある神社や祠、社などの管理はどうなっているか。</p> <p>(3) 現在町が認識し、標識や標柱などを設置しているのは何箇所あるか。</p> <p>(4) 本町における文化遺産・歴史遺産の定義はどうなっているか。</p> <p>(5) 町内の文化遺産を保護するための年間予算および人員はどれほどか。</p> <p>(6) 著しく劣化、損傷している遺産の修復についてどのように考えているか。</p> <p>(7) 本町を自然と文化・歴史遺産の保護区として認定し、観光資源としても活用する事についてどのように考えるか。</p>	教 育 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
		<p>1. 人口減少対策について</p> <p>本町にとって人口減少問題は喫緊の課題といえる。その対策としては、町内からの転出者を減らす、他市町からの転入者を増やす、出生者数を増やすなどが考えられるが、今回は町内からの転出者を減らすという対策について主に質問する。</p> <p>(1) 現在、町内からの転出者を減らす対策としてはどのようなものが行われているか。</p> <p>(2) 移住定住者の情報について各課の横の連携はどうなっているか。</p> <p>(3) 移住定住コンシェルジュのような係を設置できないか。</p>	町長
3	7番 田川 浩	<p>2. 環境行政について</p> <p>平成28年に広域ごみ処理施設である「さが西部クリーンセンター」が稼働開始して、6年余りが経過した。ごみ問題の現状と緊急時の対応について問う。</p> <p>(1) SDGsでは「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」とある。町内のごみ減量化、再利用などの現状はどうなっているか。</p> <p>(2) 令和3年4月に大村市のごみ処理施設で火災が発生し、3つの焼却炉がすべて停止し、完全復旧したのは翌年の9月だった。県内の施設で同様な事故が起きた場合の対応については、どのように検討されているか。</p>	町長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
		<p>1. 要望書等の取扱いと対応について</p> <p>各行政区や各種団体等から多様な要望書等が提出されていると聞いているが、これまで提出された要望書等への対応と今後の取り組みはどうか、以下について問う。</p> <p>(1) 令和2、3、4年度の要望書の提出件数は、各課毎にどうなっているのか。また、その主な内容はどうなっているか。</p> <p>(2) 解決できた件数はどれくらいあるのか。</p> <p>(3) 優先基準はどうなっているのか。</p> <p>(4) 提出した行政区、団体等への状況説明、対応はどうしているのか。</p>	町 長
4	6番 竹下 泰信	<p>2. 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う影響について</p> <p>新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、5月8日から2類感染症から5類感染症に移行した。このことにより、法に基づき行政がさまざまな要請や関与をする仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とした考え方に切り替わっている。</p> <p>そこで、今後の取り組みなどについて何がどう変わるのか、以下について問う。</p> <p>(1) 感染予防対策はどうなるのか。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスに感染した場合の医療費負担はどうなるのか。</p> <p>(3) 町立太良病院の診療内容及び経営内容に変化があるのか。</p> <p>(4) 感染者数の把握、公表はどうか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	6番 竹下泰信	(5) 後遺症が発生している患者の把握はどうなっているのか。	町長

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は4名であります。通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、待永さん、質問を許可します。

○5番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問したいと思います。

今回の質問は、新型コロナウイルス感染症5類移行について、JR通学生対策について、小学生のランドセル対策についての3点です。今回の質問に関しましては、それぞれに経済的な負担という問題が生じておりますので、少しでもその負担が少なくなることを目的に質問を進めたいと思います。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症5類移行についてですが、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、3年が経過をしました。今年の5月8日から新型インフルエンザ等感染症から季節性インフルエンザと同じ5類に移行した新型コロナウイルス感染症について、1点目、今後のワクチン接種はどのようになるのか、2点目、発熱時など体調の悪いときは一般の診察のように普通に病院を受診できるのか、3点目、今後の自治体の役割はどう変わるのか。

以上、3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の1点目、新型コロナウイルス感染症5類移行についてお答えいたします。

1番目の今後のワクチン接種はどのようになるのかについてであります。現在町内においては本年5月12日より町内の医療機関で初回接種——1、2回目接種——を終了された

65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等の方を対象に、令和5年春開始接種を行っております。また、本年9月以降には、令和5年秋開始の接種を予定しているところでございます。その対象者は、初回接種を終了した5歳以上の全ての方となります。

2番目の発熱時など体調が悪いときは普通に病院を受診できるのかについてであります。新型コロナウイルス感染症は本年5月8日から5類感染症へ移行されており、限られた医療機関による特別対応から幅広い医療機関での対応に順次移行することとなっております。一般の病院、医院でも受診が可能です。

3番目の今後の自治体の役割はどう変わるのかについてであります。引き続き国から示された新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施要領に沿って、接種体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

新型コロナウイルス感染症対策の一つとして検温用サーモグラフィー、消毒液、アクリル板などが設置をされましたが、5類移行後のこれらの扱いはどのようになるのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

5類に移行した後の国の対応及び考え方につきましては、日常における基本的感染対策において、法律に基づき行政が様々な要請や関与をしていく仕組みから、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりました。そのため、入場時の検温、入り口での消毒液、アクリル板、ビニールシートなどは、設置は一律には求めることはしないとなっております。なお、庁舎内での設置状況を申し上げますと、検温器、消毒液、アクリル板については現在でも設置をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

国の方針としては、法律的な決め事はしないから各自治体や個人が判断をなさいと、現在庁舎内ではそのまま設置をしていますよという答弁だと思いますが、大量に購入された消毒液がなくなったり、サーモグラフィーが壊れた場合は、それで設置が終わるのでしょうか。それとも、感染予防のために予算をつけてでも継続していかれるつもりでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

検温器、消毒液がなくなった場合はどうするのかという御質問にいたしましては、ただいま庁舎内には10基程度、検温器、消毒液等を設置をいたしてるところでございますが、その検温器が足りない場合は、その都度、臨機応変に購入するか否かの判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

今年のコロナウイルスワクチン接種においては、予防接種法の特例臨時接種が来年3月まで延長されるので、今までどおり公費で賄われるため個人負担はありませんが、来年度以降は自己負担が発生する可能性があるという新聞に書かれておりましたが、この自己負担についてはどのように考えているのか。また、同じ5類ということで、インフルエンザ接種金額との兼ね合いはどうするつもりなのでしょう。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

2024年度以降のコロナウイルスワクチン接種料の自己負担につきましては、現段階では発生しておりませんが、この先の国からの対応が決定しておらず、どうなるか申し上げられない状況でございます。そのため、インフルエンザワクチンの接種金額との兼ね合いも同様であると考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、今までホテルなどに滞在する隔離扱いについては、今後どのように変わるのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

隔離のための宿泊施設は、5月7日をもって終了となりました。なお、高齢者用の療養施設、正式名は白石高齢者専用宿泊療養施設といいますが、一定期間継続で利用ができますが、食事、パジャマ、歯ブラシ、おむつ等については実費相当額が生じます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

今おっしゃった高齢者用の療養施設については、高齢者であれば独居や家族がいるなどに関係なく入所できるのでしょうか。また、食事の実費についてはどれぐらいの金額になるのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

高齢者施設には誰もが入所できるか、また料金はどれくらいかという御質問でございますが、入所できるか否かにつきましては、基本的には患者を診察したお医者さんが判断して高齢者施設への入所が必要か必要でないかの決定をすることとなりますので、診察したお医者さんが決定されるということでございます。また、料金につきましては、金額はきちんと確認はいたしておりませんが、先ほど申しあげました食事、パジャマ等につきましては、数百

円程度の金額がかかるということだと思います。また、宿泊料につきましては伴わないということでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

新型コロナ感染症が流行していたときは、全数把握とあって、コロナの患者さんを診られる全国の医療機関で毎日患者さんの数の報告がなされておりましたが、現在は1週間に一度の定点把握になりました。これに対して免疫学の専門家からは、精度が落ちる、感染拡大を実感できない、毎日の実数を知ることによってリスクの高い行為を避け予防することができるなどの意見が出ておりますが、この定点把握についての担当課の考えはいかがでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

定点把握につきましては、県が指定した県内39か所の定点医療機関における1週間の患者報告となっております、医療機関の業務軽減にはつながっていると考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

今後、新型コロナ感染症に関しましては、個人で様々なことを選択していく時代に入ります。今まで国や自治体が先導していたものから個人個人が自分の責任で対応しなければならなくなりますが、どうすればいいかわからない人や困っている人も多いと思います。このような町民の皆様に対し、担当課はどのように取り組んでいかれますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

困っている人やわからない人に対しましては、窓口相談や電話対応による説明、町のホームページ、町報、ケーブルテレビ等を活用するなど、町民への相談や広報に努めてまいります。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

ぜひ丁寧に、親切に対応をしていただきたいと思います。

今年の5月8日に新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザ等感染症から季節性インフルエンザと同じ5類に移行しましたが、完全終息したわけではありません。世界保健機関のテドロス事務局長も、新型コロナは心配無用なものだと各国が住民に吹聴するということが最悪の事態だと述べられ、新型コロナ感染症が再流行することも踏まえ再検討委員会を立ち上げ、緊急事態に早急に対応するための体制を整えられておられますが、今後感染拡大のときの対応は自治体としてどのように考えておられますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

感染拡大の際は、国及び県からの通知に基づき、関係機関と協力して対応してまいりたいと考えております。また、町民への広報も併せて実施してまいります。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

いつ、どのような形であれ、対応できる体制は常に用意しておいていただきたいと思えます。住民の皆さんへの広報、伝達もスピードを持って行っていただきたいと思えますが、担当課の思い、いかがですか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

担当課といたしましては、コロナに限らず、町民の健康を守るという使命がございます。町民の方が健康でなければ町は続いていきません。ですので、担当課といたしましては、今後も感染拡大をしないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

今の予定では、来年度以降、ワクチン接種、外来、入院と、全てに個人負担が発生をします。あるデータによりますと、PCR検査が2,000円から3,000円、抗原検査が1,000円から2,000円、コロナの診察4,170円、入院10日間食事込みで5万1,400円となっており、経済的な問題で病院へ行けない人が増加していく傾向を心配されておりましたが、太良町としては経済的な面で病院へ行けない人への対応は考えておられますか。

○町長（永淵孝幸君）

病院に行けない人の経済的な面というふうなことでございますけれども、経済的な面で病院に行けない人というのは判断が物すごく難しいと思えます。どういった方なのか、大体分かりますけれども、全部の町民を把握していく上では難しいと思えます。例えば経済的な面だけではなく、体が不自由だったりして行けないという方もいらっしゃるかと思います。そういったことを含めて経済的な面ということでございますけれども、いろいろなそういう方々と面談をしながら相談をお聞きして、そしてその辺については町で対応できるものなのか、ほかの関係機関と協力してやるべきなのかということを含めて総体的に検討していかなくやらないと思えますので、今ここで経済的な面でどうこうというふうなことはお答えすることはできません。

以上です。

○5番（待永るい子君）

続きまして、医療体制について質問をしたいと思います。

発熱で病院を受診するときは、受診前に電話で病院に、熱がありますが病院に来てもいい

ですかというような内容の確認作業が必要なのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

基本的には通常の診療と同じなので、電話する必要はありません。しかしながら、感染が非常に疑われる患者さんであったり、そのようなことが事前に分かっているのであれば、電話していただければ感染室を利用したり車での診察といったような、ほかの方に感染を広げない対策が取れますので、臨機応変にその辺は対応していただければと思います。

以上です。

○5番（待永るい子君）

今までの発熱外来は隔離場所みたいな場所があって、一般外来の人とは区別された取扱いをされておりましたが、今後の発熱外来の取扱いはどのような形になるのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

発熱外来という位置づけはなくなりますが、今までどおり感染が疑われる方は感染対応の部屋に誘導したり、車での対応をしたり、そういったものはやっていくようになります。

以上です。

○5番（待永るい子君）

コロナ感染後の隔離日数は今後どのようになるのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

5類移行後は法律による自粛は求められなくなりますが、コロナに感染して感染後5日間と、あとは5日後でもまだ症状がある方はそれから24時間、そのくらいは外出とかは自粛をしていただきたいと、そういったふうに推奨されています。

以上です。

○5番（待永るい子君）

コロナ感染症での外来や入院などの医療費に係る自己負担はおよそどれくらいになるのか、また病院によって金額の違いは出るのか、お尋ねをしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

通常の保険医療になりますので、3割負担、2割負担、1割負担がいらっしゃると思いますが、そういった方でそれぞれの自己負担が発生します。例えば3割負担の方で診療、PCR検査、あと処方、そういったことをやった場合、4,000円前後の自己負担が発生します。あと、病院ごとの違いというところですけど、そこまで大きな違いはないと思います。

以上です。

○5番（待永るい子君）

新聞によりますと、今までの新型コロナウイルス感染症の入院については保健所の指示によるものですが、5月8日以降は県内の全病院で順次受け入れることを目指し、来年の4月からは医療機関同士の調整となるそうですが、その調整方法は重症度や地域性が中心となるのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

議員おっしゃられるとおり、重症度とかで大きな大学病院とかに紹介することになると考えています。今までは県が主導していましたが、5類移行後は各医療機関で通常の患者様の紹介と同様に紹介をしていくような流れになっていきます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

新型コロナウイルスが5類へ移行することに伴い、今までコロナ専用の病床を確保するために政府が支払っていた確保料や診察報酬の増額などが減額をされ、病院経営としてはコロナ以外の入院を受け入れたほうが経営的にプラスになると判断するところも増えているそうですが、政府は全病院でコロナ患者の入院を受け入れるよう指示をしております。そのような状況の中で、私たちが一番怖いのはコロナの院内感染です。この院内感染についてはどのような対策を講じていかれるつもりでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

幅広い医療機関で入院の受入れをしていくように今後なっていきますけど、当院の場合は以前から軽症の患者さんとかの受入れをしておりました。病床の隔離、きちっとコロナの感染者の病室を固定して、そこにカーテンなどを設置して、感染対策を万全にして入院の受入れをしておりました。今後もそういう体制は変わらず、基本的な感染対策を取りながら受入れを続けていきたいと考えております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

全国約7,200医療機関が新型コロナウイルス後遺症の人を診察しているそうですが、後遺症の症状である疲労感、息切れ、胸の痛み、味覚や臭覚障害と感染との因果関係を証明するのは難しいが、臓器のダメージや体内に残るウイルスの影響、血栓や免疫反応の異常などが原因ではないかと考えられています。今年の4月、厚生労働大臣は後遺症対策を強化する考えを表明しておられます。この後遺症に悩む人に対しては病院としてどのような対策を考えておられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

コロナの後遺症に関しては、議員言われるようにたくさんのいろんな種類の症状がありますので、まずは病院のほうに診療に来ていただいて、そこから専門的な治療が必要な場合は専門的な医療機関に紹介するというふうな流れになっていくと考えております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

新型コロナウイルス感染症で亡くなる人は減少したかもしれませんが、コロナの後遺症や副作用で亡くなった方はたくさんいらっしゃいます。太良町ではコロナで命を落とす人がないよう、自治体も病院も全力を挙げて対策を考えていただきたいと思います。

続きまして、2点目の質問に移ります。

2点目はJ R通学生対策についてですが、昨年度より長崎本線については大幅な改革があり、J Rを使って通学する高校生にとっては非常に利用しにくい状況となっています。このJ R通学生対策について、1点目、肥前浜駅で乗り換える状況下での困り事とその対策はどうなっているのか、2点目、通学している電車と祐徳バスの組合せについてはどのように考えているのか。

以上、2点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の2点目、J R通学生対策についてお答えします。

1番目の肥前浜駅で乗り換える状況下での困り事とその対策はどうなっているのかについてであります。昨年10月から11月にかけてJ Rを利用されている高校生にアンケート調査を実施しましたところ、待ち時間が長いという意見が多数あったところがございます。その対策につきましては、J Rと協議し、待ち時間が短くなるよう要望しているところがございます。

次に、2番目の通学している電車と祐徳バスの組合せについてはどのように考えているのかについてであります。日中の便については大方相互に運行されているものの、午後6時以降についてはJ Rのみの運行となっており、選択肢が限られる時間帯があるものと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

昨年、西九州新幹線の開通に伴い、長崎本線は非常に不便になりました。電車は肥前浜駅までで、それから諫早駅まではディーゼル車になります。肥前浜駅で乗換えの必要があり、影響を受けるのはJ Rを利用している高校生の皆さんです。通学生の皆さんが困っている待ち時間について短くなるようJ Rに要望したとの答弁でしたが、その結果についてはどのようなものだったのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

山口県知事を会長とする沿線自治体合同でJ R九州本社に要望活動を行っておりますが、正式な回答は現在あっておりません。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

これからもずっと要望は続けられるのでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

要望は続けていきます。ただし、今課長が言ったように、J Rからは具体的な回答というのがないんですよ。過去にも何回とやっております。それで、太良町の思いを、今の社長が社長になられる前にも太良町に見えましたので、いろんなことを要望しております。しかし、それについては何ら回答をいただいておりますので。しかし、これからも県と一緒にあって、関係市町とも一緒にあって取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

J Rと祐徳バス、どちらも公共交通ですが、この組合せについては通学生の困り事に対応できるような組合せになっているのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたので一部ダブる部分はあるかと思いますが、通学生が多く利用する日中の時間帯につきましては、乗換えが可能な組合せとなっております。午後6時以降の便につきましては、J Rのみの選択肢しかない状況でございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

J R利用での待ち時間が長いため、親の迎えを依頼するか、バスを利用するか、待ち時間が長くてもそのまま待つかの選択肢しかありませんが、バスを利用したりすると通学生の経済的負担が増すのではないかと思います。担当課の考えはいかがでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

今6月議会におきまして、教育予算におきまして計上をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○5番（待永るい子君）

少し今までのことを整理してみました。J Rを利用している高校生にアンケートを取りま

したと、乗換えのための待ち時間が長いという意見が多数ありましたと、JRに要望しました、きちんとした返答は返ってきておりません、待ち時間が長いときの一つの対応として祐徳バスがありますが、午後6時以降は運行されておられませんという、そういう今までの流れでいいでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりで結構です。

○5番（待永るい子君）

町民さんの中に、1日に1往復でいいからコミュニティーバスを利用できないか聞いてほしいとの声がありました。コミュニティーバスを町外の浜駅まで稼働させることは法的に可能なのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

祐徳バスは生活交通路線バスに該当いたします。生活交通路線バスとは、国土交通省が定めた生活交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて運行されております。地域住民の生活に密着した路線バスでございます。

次に、コミュニティーバスの導入につきましては、国土交通省のガイドラインに定められております。コミュニティーバスの定義を申しますと、コミュニティーバスとは、交通空白地域、不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画をし運行するとなっております。このガイドラインでの留意すべき事項としまして、導入するコミュニティーバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合することのないよう十分に検討すべきと提示をされております。

また、コミュニティーバスの位置づけとしましては、幹線である国道等に接続するまでの地域内のバスと位置づけをされておまして、幹線、国道を運行する部分については国交省のいわゆるフィーダー補助の対象外となっております。よって、鹿島駅や浜駅から太良町までコミュニティーバスを運行する場合、新たに町の単独予算を投じることにもなり、町としては負担の増額につながるようになります。

なおかつ、鹿島から太良町までの同じ路線の中で相反する2つのバスの運行経費が発生することにもなり、行政上、経済的かつ適正な支出を行う観点からも疑問視されるところではないかと思っております。

さらには、既存のコミュニティーバスを鹿島、浜方面に回す場合、当然ほかの既存のコミュニティーバスが減少することになりますので、今利用をされている方にとられてましては利便性の低下につながるものと考えております。

以上のことから、鹿島駅から太良までの幹線ルートでのコミュニティーバスの運行について

ては、現在考えていないところでございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

祐徳バス、コミュニティーバスそれぞれの目的に合わせた運行が求められるので競合はできない、経費の面からもコミュニティーバスの利用は不可能というふうに考えていいのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。

○5番（待永るい子君）

雨天時の浜駅での待ち時間に、通学生たちが雨宿りをする場所は確保されているのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

浜駅舎もございますけれども、乗換えがある場合につきましては、停車中の列車にて乗換便が到着するまで乗車して待つことが可能だと聞いております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

試験などがあって早めの帰宅、部活動などで遅めの帰宅のときなどに通学生の困り事がより多くなると予想されますが、担当課はこの点についてはどのように思われますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

通学生の帰宅時間に対応できる列車についての御質問だと思いますけれども、通学生個人個人がダイヤに合わせて時間調整を行い、利用されているものと認識をしております。また、JRとしましても、長年利用者数が多い時間帯に対しての列車運行となっていると思っております。年に数回ある試験など、民間事業者であるJRとしてもそこまでの対応はなかなか難しいのではないかと考えております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

厳しい言い方かもしれませんが、利用者の一人一人に対応して運行しているわけではないから、利用者が運行しているJRに合わせるしかないですよということかなと思います。私たちが学生するとき、鹿島まで電車通学をしました。私たちの都合に合わせて電車が来るわけではないので、時間を潰すのに大変苦勞をしました。そんなとき思うのは、どうしてこんな不便なところに家があるのだろうということでした。鹿島市内の人は徒歩や自転車で

通学できるのに、私たちは1時間に1本あるかないかの電車で通わなくてはならない。とても不満でした。今の通学生は、浜駅で乗換えという不便さがまた一つ重くなりました。不便が多くなると、人は便利なところに住みたいと考えるのが常ではないでしょうか。JRや祐徳バスは民間なので、営利目的以外のことは基本的にあまり前向きには考えないと思います。しかし、現実には町内の大切な子供たちが通学で困っているのなら、自治体としても何か解決策を考えていかなければならないと思います。町内の通学生が困っていることに対し、太良町としてはどのように対処していかれますか。

○町長（永淵孝幸君）

お答えします。

これは、3月議会であったと思いますけれども、江口議員と川下議員から不便になって親御さんが迎えに行ったりとか送迎もしてる場合があるというふうなことで、経済的負担を軽減したらどうかという要望もありましたので、今議会でいろいろ検討しましてその辺については補正で計上いたしておりますので、そういったことで父兄さん、御家族さんの負担軽減をしてやろうという思いでしております。そういったことで、先ほど課長も答弁しましたけれども、今回上げておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○5番（待永るい子君）

経済的な面での補助をしていきますという答弁だと思いますが、人口減、少子・高齢化という大きな流れの中で、不便さとの戦いは自治体に突きつけられている逃げようのない問題だと思います。国や県でしか解決できない問題は国や県に訴え続け、自治体で解決できることには全力で取り組み、子供たちの不便さを一つでも減らすための施策に今後期待をしていきたいと思います。

続きまして、3点目、小学生のランドセル対策についての質問に移ります。

日本国中で来春入学する子供向けのランドセル商戦が繰り広げられ、年々価格が上昇しています。このランドセルに対し、1点目、機能性についてはどのように把握をしているのか、2点目、価格面についてはどのように把握をしているのか。

以上、2点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の3点目、小学生のランドセル対策についてお答えします。

1番目の機能性についてどのように把握しているのかについてであります。ランドセルは身体に負担をかけずに左右にバランスよく背負えることや転倒したときにはクッションになり衝撃を吸収してくれるなど、子供が快適で安全に背負えるような工夫が凝らされていると認識しております。

次に、2番目の価格面についてはどのように把握しているのかについてであります。ラ

ンドセルの価格は全国的に年々上昇している傾向にあり、近年では全国平均5万円前後であるというふうなことを把握しております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

私達が小学生のとき、制服はなく、私服でした。卒業写真にも、もちろん私服で写っております。中学のときは既に制服がありました。小学校が制服、中学校の制服、かばんへ至った経緯はどのようなものだったのでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

小学生の標準服、中学生の制服、かばんへ至った経緯でございますけれども、小学校の標準服、それと中学校の制服、かばんへ至った経緯については定かではございません。時代の移り変わりとともに全国的な流れの中で現在の形になったものと思われております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

経緯について定かではないとはどういうことなのでしょうか。時代の移り変わりとともにと言われましても、何の話合いもなく、ある日突然制服に決まりましたなんて、民主主義の国家ではあり得ないと考えます。物事が決まるにはそれなりの経緯や流れがあるのでそれをお尋ねしておりますが、教育長、どういうことでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

恐らく、これは制服じゃなくて、標準服なんですよ、小学校は。いわゆる昔だったら着物でしょうし、風呂敷包みに当たるかもしれません。それが時代とともに経済がどんどん豊かな方向になっていくに従って、やはり洋服のほうが動きを取りやすいと。そういうような経緯で小学校のほうに標準服、そういったものにある一つのそういう動きやすい服装というようなことで標準服が定められたというふうに思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

定められるまでの流れというか、そういうのは分からないのでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

学校の記録の中に、こうだからこうでこうなったと、そういうことはありません。

○5番（待永るい子君）

太良町では、小学生が使用をしているランドセルに法的決まりがあったり、学校が推薦をするなどの措置をとられているのでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

法的な決まりはございません。各学校の慣例によりまして、ランドセルというのは入学時に準備するものの中の一つでございます。学校が特に推薦するなどの措置は取っておりません。以上です。

○5番（待永るい子君）

ランドセルにつきましては、明治時代から使い始められ、高度成長期の1950年代後半から普及したとされております。平均価格は年々上昇し、1970年に6,000円だったのが2014年には4万2,000円と7倍になり、現在は5万円から6万円、少し高価なものになると10万円近くいたします。公立校のランドセル通学は法律や校則に縛られているわけではありませんが、6年間使う耐久性や容量の大きさからランドセルの利便性は高く、学校が勧めるケースもあり、使用が当然のようになっていると指摘してありますが、太良町の場合もこのようにランドセルが当然のような意識になっていると考えていいのでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

やはりランドセルは両手が使えますよと、何かあったときに両手が使えたほうが子供の安全にとっては非常にいいと。それから、つい1週間前だったでしょうか、交通事故があったけれどもランドセルのおかげで大した傷はなかったとテレビ報道が流れておりました。だから、要するに両手が自由に使え、しかもそういうふうにランドセルがクッションの役割をしてその子供の体、そういったものに大した傷はなかったと。だから、ある意味学校でランドセルというと、そういうふうに両手が使えます、何かあったときに体をカバーすることができる。そういった意味でランドセルという言葉を使ってるというふうに思っております。

○5番（待永るい子君）

法律や校則で決まっているわけでもないのに当然のようになっているランドセルですが、先ほども述べましたように価格の上昇が激しく、ランドセル購入については経済的負担に苦悩する保護者が増えております。

宮城県日南市の20代のシングルマザーは、勤務先の月収が手取り10万円。この春、小学1年生になる長女のランドセルを買えず、相談した両親から5万円出してもらったそうです。この女性は、お下がりのランドセルを使っていた親類の子供が周囲にからかわれたと聞いて買わざるを得ないと思った、困窮している家庭のことも考えてほしいと訴えられたそうです。また、ある母親の人は、公的支援を受けながら小学生3人の子供を育てており、ランドセル購入は9万円に上り、ランドセルは確かに便利だが暗黙のルールを変えることはできないのかと訴えられました。

このような実態を受けて、茨城県日立市は約40年前からランドセルを新入生全員に無料配布し、今年度も入学生1,380人のため約1,000万円を予算計上されたり、島根県出雲市では通学用にスポーツ用品が販売する5,000円のリュックサックを普及したりしておりますし、富山県立山町では登山用品を扱う会社と締結し、通学用バックパックなるものを開発をされま

した。今年より立山町からプレゼントをされる予定で、例えば色は3色、値段は1万4,850円。ランドセル高額化への懸念からこのような商品が実現をしました。ランドセル購入で経済的負担を抱える人に対し、どのように考えておられますか。

○教育長（松尾雅晴君）

学校が全てのものを決めなければいけないと、やはり学校には保護者という方がおられますので、お互い同士、自分たちの子供を守ってくれる、これだったらいいよねと、そういうような話し合い場は幾らでもあると思います。何でも全て学校が決めて決めてと、今世の中であつとるブラック校則と片方でそう言いながら、片方でそう言う。非常にそういう意味で、教員というのは面白くない職業だと。だから、若い者の受験をする、試験を受ける、採用試験を受ける者が少ないと。国は何と言ひよるか、採用試験をもっと早く6月頃やったらいいんじゃないのと。本当にそれで増えるのかと私は疑問を持っております。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

今ほかの県、市町のお話をされましたけれども、うちも入学祝い金というようなことで、まず3万円してやっているというのは議員も御承知だと思います。そして、入ってから令和4年度からは補助教材費、そういった助成もしております。もちろん給食費も無料です。そういったことで、子供たちをお持ちの御家庭の負担を軽減するために、一生懸命町としても財源の許す限りの中で取り組んでいるわけですよ。ですから、ほかの町がいろいろやったからといって、全てほかの町と一緒にいうふうなことにはいかないかもしれませんが、18歳までの医療費の問題とか後だってまたお話ししますけれども、いろいろな予防接種あたりも助成をするようなことをしております。

そういったことで、やはり私も子供が少ないというふうなことで、何とか子供たちのために親御さんの負担を軽減してやろうという思いの中でいろいろ取り組んでいるつもりでございますので、それはほかの市町のは参考というふうなことでいろいろ調べられたと思いますけれども、我が町も一生懸命やっているということは御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

誤解のないように言わせていただきますと、別に私は入学祝い金を増額するとか、ランドセルを町が購入するとか、今の時点でそういうことを要望しているわけではありません。やっぱり高額なランドセルを購入するのに困っている父兄の方も世の中にはいらっしゃるということで、ランドセルというか、ランドセルと同じような、ランドセルとは呼ばないけれど、そういうバッグとかそういうのを開発してあるところもこういうふうにあるので、そういうのを使いながら、もしそういうふうにならば経済的に負担に感じてあるところがあったら、その負担を取り除いていくというのも町の大事なことじゃないかなと思って。うちの町が子育てに

対してたくさんの施策をされていることは十分承知をしております。でも、それで終わりというんじゃないで、やっぱり毎年毎年いろんな問題が出てくると思いますので、ランドセルという今の形に固持することなく、いろんなことをもっと考えられてもいいんじゃないかなと思って。それは別に学校に考えろって言うわけじゃないんですけども、学校へ行くことによってランドセルというのは必要だから、そのような場所でそういう動きというか、これじゃなくてもいいんじゃないかとか、もっといいのがあるんじゃないかとか、そういう視点で意見とか話し合いができればなと思って提案をいたしました。

それで、ランドセルに対してもアンケートを取ってあって、70%の人は別にこのランドセルではなくてもいいんじゃないかという意見がありますけれども、30%の人は個性がなくなるとか、例えばおじいちゃんおばあちゃんの楽しみがなくなるなどの理由で、今のランドセルのほうがいいという方もいらっしゃいます。だから、町内ではどうなのかというのはアンケートを取られたりしながら、うちの町がどうなのか、私もまだ今のところアンケートを取ってませんから分かりません。ランドセルがいいって言われる方が多いのか、ちょっと高いから変えてほしいっておっしゃる方が多いのか、その辺の実態は私もまだつかんでおりませんが、ぜひそういうののアンケートを取りながら、保護者の方の負担にならないように、少しでも子供たちの入学というのを心置きなく祝ってあげられるような、そういう環境を作っていたらなということをお願いして、私の質問を終わります。

○教育長（松尾雅晴君）

先ほど話をしましたように、1週間ぐらい前に子供が車にはねられたと、そうすると、ニュースの中でランドセルのクッションのおかげで大したけががなかったと。だから、例えば学校でもっと安いこういうあれがいいよねと、両手は自由に使えるし。ところが、そういうクッションの役割等々、それなりの金額の品物はそういったことも考えてあるだろうと思っておりますので、もし学校でそういうことを決めたならば、そのクッションが効いたランドセルだとうちの子は亡くならんで済んだのに、何でこんなランドセルを決めたのかと。そういう抗議があって当たり前のような今の世の中ですので、その辺については学校のほうも、これだけ車が自動なものでも店の中に飛び込んだとかそういった事件のいろんな報道が毎日のようにあっている中で、一律に決めて、その子供が亡くなったとき、保護者は何でこんなあれを決めたのかと。だから、その辺については非常に考えなければいけない、今簡単に学校でこれにきなさいというのは非常に私は難しい時代だろうなというふうに思っております。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

今教育長もるる説明しておりますけれども、ランドセルというのは、保護者さんとか御家庭の中で、ランドセルするのか、こういったものにするのかということは決めてもらっていいわけですよ。ですから、それをあたかも高いランドセルをそろえてくださいというふうな

ことではありませんので、自分の家庭の中で、子供にはこれが軽くていいねとかなれば、そういったものでいいわけですよ。私たちが小さいときは風呂敷包みで持っていったと記憶をしておるわけですよ。時代の流れの中でそういったことで保護者さんたちが判断していただいているわけですから、そういったことで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

これで1番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（坂口久信君）

それじゃあ、休憩を閉じ会議を開きます。

2番通告者、山口君、質問を許可します。

○1番（山口一生君）

議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回は、太良町の歴史を未来につなげるということについてということで質問をさせていただきたいと思います。

前回3月に太良町の歴史編パート1ということで、戦後の太良町はどういうふうに進んできたか、どういったふうに進んできたかみたいなところでいろいろ質問をさせていただいたんですけども、歴史編パート2ということで、今回1,200年、1,300年ぐらい遡って、太良町はどういった場所だったのかなというのを考えていきたいなと思っています。

ちなみに、今、世の中は私は戦争中なんじゃないかなと思ってて、いつも争いが起きてますけれども、今の現代では認知戦というのが主流になっています。認知戦というのはどういうことかという、人の認知、頭の中で戦争をするということなんですけれども、戦場はテレビとかスマートフォンとか新聞の中で行われています。なので、皆さん、ここ3年ぐらい、何の情報も本当で何の情報もうそか分からないような、常に2つ、3つ選択肢が与えられる中で判断に迷うこともたくさんあるのかなと思っています。私も判断に迷ったので、それだったら確実なものはないかということで、太良町の歴史を深掘りしてみたいなと思ったのが今回の質問のきっかけになります。

では、質問をしたいと思います。

太良町は、石器時代からの歴史を有する土地であり、2,000年を超える文化の積み重ねがあります。現代においては多数の文化的、歴史的遺産が風化してきており、未来の太良人へ受け継ぐことが困難になってきています。我々世代が受け取ったものを次につなげるためにも、町政としての取組と考えを問う。

1つ目、多良岳は日本最古の霊山、霊場であるが、この重要性については町はどう考えているか。2つ目、町内各地にある神社やほこら、社などの管理はどうなっているか。3つ目、現在町が認識し、標識や標柱などを設置しているのは何か所あるか。4つ目、本町における文化遺産、歴史遺産の定義はどうなっているか。5つ目、町内の文化遺産を保護するための年間予算及び人員はどれほどか。6つ目、著しく劣化、損傷している遺産の修復についてどのように考えているか。7つ目、本町を自然と文化、歴史遺産の保護区として認定し、観光資源としても活用することについてどのように考えるか。

以上、7つになります。

○教育長（松尾雅晴君）

山口議員の太良町の歴史を未来につなげることについてお答えします。

1番目の多良岳は日本最古の霊山であるが、この重要性についてはどう考えているかについてであります。多良岳はかつて修験者の道場としても重要な地位を占める霊山であったことから、町の重要な資源であると考えております。

次に、2番目の町内各地にある神社やほこら、社、そういった管理はどうなっているかについてであります。町内各地にある神社やほこら、社の管理につきましては、地区の住民もしくは氏子さんによって行われているものであります。

次に、3番目の現在町が認識し、標識や標柱などを設置しているのは何か所あるかについてであります。町で設置した標柱は約200基であります。

次に、4番目の本町における文化遺産、歴史遺産の定義はどうなっているかについてであります。歴史上、芸術上価値の高いもので、町にとって重要なものを町の重要文化財として指定をしております。

次に、5番目の町内の文化遺産を保護するための年間予算及び人員はどうなっているかについてであります。まず年間予算につきましては、遺跡、文化財などの案内表示板の維持補修に係る経費といたしまして、年間20万円の修繕料を予算措置しております。人員については、専門の職員は配置をしております。

次に、6番目の著しく劣化、損傷している遺跡の修理についてはどのように考えているかについてであります。町指定の重要文化財につきましては、先ほど御説明いたしました修繕料にて対応していきたいというふうに考えております。

次に、7番目の本町を自然と文化、歴史遺産の保護区として認定し、観光資源としても活用することについてどのように考えるかについてであります。本町を自然と文化、歴史遺産の保護区として認定する計画はございませんが、町にとって重要な文化財につきましては町の重要文化財として指定し、保護していく必要があると考えております。観光資源としての活用につきましては、近隣市町と連携しながら広域的な観光ルートを構築していきたいというふうに考えております。

○1番（山口一生君）

お答えいただき、ありがとうございます。

順番に行きたいと思うんですけども、1つ目の質問で、多良岳は日本最古の霊山であると、これをどう考えてますかということで、非常に重要な観光、歴史の資源であるという回答をいただきました。

これ、今残っている物自体が非常に少ないということもありまして、例えば大村藩のほうがりシタンでございましたので、2度焼き討ちに遭っているそうです。1580年ぐらいと、その後も焼き討ちに遭っている。なので、今残っているものというのは、大体フルの100%のうち10%ぐらいが恐らく現存してる歴史の要素かなと思っています。その後、もちろんギリシタンで焼き討ちに遭った後に明治維新がありますので、明治維新で大きく方向転換をしたときに廃仏毀釈、神仏習合、神仏分離ということで、すごく大きな変化があったと思います。

そういう中で、今太良町に残っている資源、仏像とかそういった石仏とか建物というのは、例えば英彦山さんとか熊野古道とかに比べたら非常に少なくはなっています。ちなみに、今そういう場所を訪れてる方が、山登りとかで来られてると思うんですけども、企画商工課のほうで把握をされてる、どのぐらいの人数が例えばキャンプ場を利用されてるとか登山に来られてるか、そういった数字はお持ちでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

すいません、今資料のほうは持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○1番（山口一生君）

後ほど教えていただきたいんですけども、コロナがはやった時期も、山登りというのはアウトドアとして結構いろんな方が来られてました。教育長も結構山登りが好きだと思うんですけども、よく金泉寺とか多良岳とか行かれてると思うんですが、よく行かれる理由というのを教えていただいてもいいですか。

○教育長（松尾雅晴君）

私は平成17年ぐらいに何かのきっかけであずまやから登った。それから半年ぐらいしまして、頂上に行くところの鳥居がありますよね、あそこのところに七、八人おられて、あんた今から登るんかって、はいって。いや、1人行方不明になると、ばらばらで探しよるけれども見つからんと。そしたら、こっち方面はおまえに任すけん、ほかはまた人間が入れ替わってと。そういうことがあってちょっと怖くなって、結局その人は見つかりましたからよかったですけども。

それからしばらくしてNHKの「にっぽん百名山」、それから今最近やっておりますNH

Kの「にっぽん百低山」ですか、あのテレビの影響がどれだけあってるのかなと思ったものですから、向こうの高原のほうの金泉寺に行く工事用の車とか管理人さんが行くそういったところを見に行っておりますけども、今若い人はスマホの時代とかなんとか言うけれども、ある程度山ガールとか、ある種健康のために山に登ろうと、そういう人たちはテレビの影響は大なんだなと。特にあずまやのところの車のあれなんかを見ますと、久留米、北九州、福岡、大分、熊本、そういった他県ナンバーもかなり止まっておって、ある種健康もあるけれども、多良岳は九百何メートルですのでいわゆる低山のほうでしょうから、そういった意味でいろんなああいったテレビの影響というのは、自分の健康も含めて多くの人が、そういう女性もお年寄りの方も登ってるんだなと。そういう意味合いで、ちょっと時間があるとき車で山茶花高原のほうに見に行くとるとというような状況です。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ちょっと待って。教育長、マスクはぴしゃっと外してから言わんと、せっかくよか男の顔の見えんごんになってしまう。

○教育長（松尾雅晴君）

失礼しました。

○1番（山口一生君）

いろいろメディアの影響とかもあって登山のお客さんが来られていると。そういう中で、教育長自身も時折金泉寺とか多良岳のほうに足を運ばれてるということなんですけれども、もともと多良岳がなぜそこまで人を引きつけてきたかというところでいろいろ調べてみました。

いわれがあって、最初インドのマガタ国王という方がインドから飛んで来られたそうです。その当時空を飛べたのかどうかは定かじゃないですけども、例えば最初に英彦山に行って、多良岳に寄って、後に熊野に行って山を開いたと。そういったマガタ国王が来られた何百年か後に歴史上で有名な行基という方が、またその方も英彦山に来て、多良岳に来て、熊野へ行っています。その100年後に、今度はまた歴史の人物で弘法大師空海という、真言宗を開いた開祖ですけども、その方も英彦山に行って、行基の足取りを追って多良岳に来て、お寺を開いて、熊野に行かれたと。その後、熊野に行ってそこで高野山を開くわけですけども、歴史上で非常に有名な宗教家とか修験道の方というのは、必ず英彦山とか多良岳とか熊野のほうに行ってるという共通点があります。

その中で、英彦山とか熊野古道というのは全国的にも有名なスポットなんですけれども、何で多良岳だけこんなに知名度がないのかなというのでいろいろ調べたところ、やっぱりそういう焼き討ちに遭ったり明治維新で壊れたりして、今はちょっと廃れちゃってるのかなというのが正直なところなんです。

それで、今太良町に観光客の方が来られてると思うんですけども、年間、大体何名ぐらいの方が観光で来られていますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

以前の記憶で申しますと、コロナの前では65万人ほどの数値だったと思いますけども、コロナ禍でちょっと影響はあってると思います。詳しくは、手持ちを持っておりません。

以上です。

○1番（山口一生君）

カニを食べに来たりとか、例えばミカンを食べに来たり、カキ焼きのシーズンとかはもうとっくに町が渋滞するぐらいお客さんが来てると思うんですけども、コロナも終わって大分お客さんも戻ってきました。例えば、65万人ぐらい町のほうに観光で来られてるということなんですけれども、英彦山とか熊野とかあるんですが、特に熊野のほう、こちらは年間で何百万人かお客さんが来てるからというのもあるんですけども、このエリアで35万泊されています。そのほぼ全てが外国人のお客様です。35万泊です。なので、とてもじゃないですけど、そんなたくさんお客さんが来られたら今のキャパシティでは太良町はとても対応はできないんですけども、それぐらいのプロモーションとかマーケティングを行えば、日本人の方、外国人の方が長期に滞在をして町を楽しんでいただけるような可能性がある場所ということで、私は考えを改めました。

そこで、昨日英彦山神宮の宮司さんとお話をする機会があって、英彦山のほうは上宮が今壊れてるのでそれを修理をしますと、そういうことで言われてて、修理には国が半分お金を出して、県が4分の1出して、町と神社がその残りを出すということで話がついているそうです。その英彦山全体を史跡として登録をされています。

今多良岳周辺、史跡とかいろいろあるんですけども、山も含めて太良町の重要文化財であったり文化財として認識または登録をされてるものというのはどれぐらいあるんでしょうか。それを教えてください。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

多良岳周辺ということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

多良岳周辺で町のほうで重要文化財と指定しているものが2か所でございます。1つが多良岳上宮にあります六体地藏菩薩立像、それと役の行者座像でございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

六体地藏と役の行者座像ということで、その2つを重要文化財として町が登録をされると。その2つ、私も見たことあるんですけども、非常に精巧な作りで、非常に昔から太良町にあ

る町の宝ということで認識をされてるかと思うんですけども、そういったものが実は多良岳の中にごろごろあるんですよ。ほかにも重要文化財、もしくは歴史を伝える材としてもう少し多くのもを一つ一つ登録するのもいいけれども、そのエリアとしてもう少し認識を改めてもいいのかなというふうに思います。

ちなみに、熊野古道は2004年頃に世界遺産として登録をされています。地球上で熊野古道という場所が世界の宝であるということの運動をして、それで登録をされているんですね。もちろん、それまでずっと町の人たちだったり地元の人たち、和歌山県だったり日本国であったり、それが世界ということでいろんな運動があったと思うんですけども、一番最初は町の人たちがその歴史的なものとかその場に対してどういう考えを持ってるかというのがスタートにはなるかと思えます。

それで、多良岳の山のでっぺんももちろん太良町は面白いんですけども、太良町全体にそういった史跡とか歴史を伝えるもの、もしくは神域、神、仏がいるであろうと言われてる場所がたくさんあります。そういった場所というのを認識し、標柱とかが立ってる場所が200件あると言われてています。この200件に標柱を立てたきっかけとか、それについてまずは教えてください。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

今木柱で立てております標柱が約200基ありますけれども、この立てたいきさつですけども、もともと平成21年度に佐賀県緊急雇用創出基金事業、これが実施されるに当たりまして、町として学校教育課として何かできる事業はないかということで課内で検討した結果、地域文化財の保存整備事業ということで、3か年にわたり標柱を設置していったところでございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

平成21年に雇用の対策として国からいろんな補助があって、それで標柱を立てたということなんですけれども、これは木製というか木で作られておまして、最近私、太良、大浦関係なくいろんなところを見て回りました。やっぱり同じ時期に標柱が立てられておりますので、かなり損傷というか、根元のほうが腐って倒れてしまったり、もう字が読めなくなってしまうりしているものがあります。

来年、国スポということで結構多くのお客様がいらっしゃるかと思うんですけども、そういった中で、例えばそういった歴史が好きな方とかが太良町はどういうものがあるかというので見て回ったときに、行く先々でそういう標柱が朽ちておりますというのを目にされたときに一体どういう気持ちになるのかなと私は思ひまして、こういった標柱を今後どうしようとされてるのか、例えば修理をしようと思ってるのか今調査をしてるとかいろんなステー

ジがあると思うんですけれども、現在の町の動きとしてはどういったことをされてるか、教えてください。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

町としましては、先ほど教育長の答弁がありましたけれども、毎年20万円のそういうとの修繕ということで予算をつけております。今後も著しく老朽化した標柱について順次計画的に修繕なり、必要とあれば建て替えを行っていきたいと考えております。

以上です。

○1番（山口一生君）

老朽化をしてる標柱等々あるんですけれども、一応その標柱には太良町ということで、太良町が立てましたということで書いてありますので、なるべく早く損傷が激しいものについては建て替えをされたほうがいいのではないかなと思っています。

いろいろ見て回る中で、山の中とかも結構そういった場所があって、正直やぶに埋もれてしまったり、一部破損がかなり激しいようなところもあります。基本的なそういったところの管理というのは地区の方とか氏子の方がやられているかと思うんですけれども、そういう場所について、町が標柱を立ててるにもかかわらず埋もれてる場所があるということを町の行政の方は御存じなんでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

基本的には、町のほうでは把握ができておりません。地区の方、区長さんとかその辺から申出とかない限り、町のほうで把握ができておりません。

以上です。

○1番（山口一生君）

200件と言わず、それ以上に場所場所ありますので、基本的に地区の方とかで管理をしていく、管理をお願いしてるというか、地区の持ち物であったりすることも多いかと思っておりますので、なるべくくいを立てた場所については少し目配せをしたほうがいいんじゃないかなと思っています。

そういったことをやる上で、人手が足りないということもあるかと思うんですけれども、歴史的なものとかそういったものを管理とか保護していくために人材をあてがっていくというか、そういった人を雇用したりするようなことは今後考えられないでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

先ほど申しました標柱の設置については3年がかりで設置をしておりますけれども、そのときの3年間の総予算が、ほぼほぼ人件費ですけど、1,200万円ほどかかっております。さ

すがに今後もこの規模の予算措置をしながらしていくのはちょっと厳しいのかなと思っておりますけれども、できるものから対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○1番（山口一生君）

標柱を立てるだけでも人件費で1,200万円かかるということなんですけれども、そのままほったらかしにするのかどうかというのは、私は修復したほうがいいんじゃないかなと思っておりますので、前向きに検討を続けていただきたいと思いますと思っています。

人間的な部分と、もう一つ、予算の措置ということで修繕料で20万円を毎年充てられてると思うんですけれども、そういったところで私が見て回った感じで、非常に損傷が激しい、例えば神社とか社とかそういったところも時折ありました。その地区の方が修繕をすることができないとかそういうこともあるかと思うんですけれども、例えば一部は石段が非常に危ない状態になっていて、例えば観光に来られたお客様がその石段でひっくり返ってけがをされたとか、そういうこともあり得るような状態の箇所も結構あります。何か所かあって、特に危ないのは、御手水の神社とかは観光協会のホームページにも載っているんですけれども、いざ行ってみたら石段が非常に危ない状態にあると。お客さんが少ないときはいいと思うんですけれども、今後コロナも終わってお客さんが来て、最近そういったパワースポット巡りみたいなものはやってはおりますので、太良の観光協会のホームページを見て例えば行かれたお客さんがけがをされたとかそういうことになってしまったら管理不足を言われる可能性もありますが、どこまでできるかというのはもちろん答えにくいとは思いますが、そういった観光資源として歴史的な資源として考えたときに、最低限のそういった補修をしていくということに予算をつけていくってことに対してはいかがお考えでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

そういう最低限の補修ですけれども、神社仏閣については町のほうは基本的に関与しないことになっておりますけれども、そこが標柱が立っている場所とかでございましたら、標柱の修繕の際にちょこちょこっと我々で手直しができる簡単なものについては補修をしていきたいと考えております。ただ、大がかりな何百万円、何千万円ってかかるような修理につきましては、やはり地区の方、もしくは氏子の方で対応していただけたらと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

できる範囲は、例えば標柱を入れ替えたりするときに自分たちでちょっと掃除をしたりとか少し手直しをしたりということは可能かと思うんですけれども、町のほうでそういったものに関しては氏子さんとか地区の方に基本的にお願いをしたいというのはよく分かります。ということは、今の状態というのが、もし人が今後減っていったら、そういった予算も寄附に

よって賄うというのが非常に今後難しくなっていくと思います。なので、今の状態というのが一番いい状態ということになりますけれども、それからもっと改善されることは基本的にはないというような理解でいいのでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

町が指定した文化財についていろいろな危険な状態にあるとすれば、地域の方が管理している上でこれは危険だなというふうなときには、町のほうでもそういうお話をいただければなどという思いもしておりますので、そういったところがあればというふうなことで調査を区長さん方にしながら、そしてうちのほうもいろいろ文化財に利用できる財政的なものも含めて検討して、先ほど担当課長も言うたように、小規模であればすぐできるかも分かりませんが、大規模なときはなかなか厳しいのかなという思いもありますので、そこら辺は地域の方とどれだけの自分たちが管理しておられる文化財が危険な状態にあるのかというふうなところまで含めて調査してみたいと思います。

ちなみに、私もうちの部落にはあります。それで、ここらは全部地域でやっておりますけれども、自分たちでちょっと整理をしてみたりとかということをやっております。それで、先ほど言われた標識あたりが老朽化して見えにくくなったというふうなことで、それは教育委員会にお願いして新たに設置してもらったということもありますので、できるところ、できないところがあるかと思っておりますので、そこら辺は調査をしてみたいと、そういうふうなことを思っております。

そして、先ほど多良岳に登っておられる登山客あたりを言われましたけれども、あそこで担当課長が把握していないというふうなことですけれども、結構歴史的なものだけではなくて、草花を見に行つてというふうなことで大型バスで来られるお客さんもかなりいらっしゃいます。実は、私のところも目の前を車が土日おれば通るわけですが、かなりの観光バスあたりが上っておりますので、キャンプ場を含めて多良岳、経ヶ岳周辺には登っておられるなどということで、実は私も昨年登ってみました。5月に知事が登ると言ったから一緒に知事と登り、その1か月後には経ヶ岳にも登ってみました。

そういったことで、お客さんはちょこちょこちょこ見えておられます。どこから来られましたかと聞けば、大村のほうからという方もかなりおらっしゃるわけですよ。ですから、登っていかれるのは太良町の中山のほうからも登ってほしいなという思いもありますので、これも今議会でしておりますキャンプ場の周辺の整備も併せてやって観光客、登山客を含めて交流人口の増に努めていきたいと、このように思っておりますので、議員の提案されてる分については調査してみたいと、このように思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

町長のお言葉で、自分も登ってみて改めてよさを認識したと。歴史もさることながら、や

っぱり登って、運動としても非常にすがすがしかったと思うんですけども、そういう中で、今は海中鳥居とかも栄町の方が頑張って作られて、本当にいろんな多種多様な方が太良に寄るきっかけになっているかと思います。中には外国人の方も結構いらっしゃって、そこできちんと海中鳥居のいわれとか歴史を話されてガイドをしていただいている方もいるんですけども、海中鳥居のあそこの島と一直線に結ぶと、多良岳に向かっていると、あの線上に多良岳があると。さらに、それを福岡のほうに有明海を越えて線をのばしていくと、実は英彦山につながっていますということで、昔の人がそれをどうやって把握してたかというのは本当に謎なんですけれども、やっぱりそういったつながりを感じる場所ということで非常に重要だなと思っています。

海中鳥居は、今日はちょっと雨なんで来てないかもしれないですけども、すごく多くの方が日々来られています。私がいつももったいないなと思うのが、海中鳥居に来られてるお客さんが、その後どこに行くでもなく帰られる方とか写真を撮って終わりということが多々あります。しかし、鳥居とかああいう神秘的な写真を自分で撮りたいとかって思う方にとって、山に登るまではいかなくても、太良町の海中鳥居の入り口をくぐって太良町に入ってきていただいているので、例えば竹崎のほうに寄っていただくとか、いろんな場所場所、中山のほうに寄っていただくとか、そういったコースを案内をするようなことも今後検討して、あそこの海中鳥居のところなるべく宣伝をしていくというようなやり方も考えられるかと思うんですけども、あそこを入り口として多良岳の頂上までいろんなコースを回るといっても考えられると思うんですけども、こういった考えについては町のほうはどういうふうに思われますか。

○町長（永淵孝幸君）

今確かに議員言われるように、海中鳥居には外国人の方から国内から来ていただいているというふうな、その方たちに太良町にとどまっていたいただいて、御飯を食べてみたり、宿泊してもらおうというふうなことは大事なことで思っております。ですから、例えばそういった方々が山にも登られるような案内標識、そういったところも、あそこが町有地でありながら漁業者が権利を持っておられますので、以前ちょっと計画をして相談をしたところすぐオーケーが出なかったもんですから今中座しているところもあります。そういったものもありますので、できるだけそういった思いで、太良町に来て、竹崎城に行ったりとか多良岳に登ったりとか、そしていろいろ食ってもらおうというふうなことで考えております。

私はこの前、たまたま若い女性やっただもんですから声をかけたんですけど、昼食はこら辺に行こうって、いや、これで調べておりますから大丈夫ですって一発で断られたんですけど、スマホとか何かを持っていろいろ見えておられるようですので、そういった方を含めて、食べるのはそれでいいでしょうけど、町の文化財的なものを含めて案内をしていくのは必要かなと思っていますので、それは検討してみたいと、このように思います。

○1番（山口一生君）

太良町は、もちろんいろんな季節でいろんなおいしいものが食べられたりとか、宿泊するにも旅館があったりとか、いろいろある意味準備が整っているというか。例えば地域によっては海がないところとか旅館が一件もないとか、そういった自治体ってざらにあるんですけども、太良の場合は海もあって山もあって、宿泊できる場所も御飯を食べるところも今の現段階ではあります。なので、何かを新しく、例えばどでかい遊園地を造るとかそういうことは今のところは考えにくいとは思いますが、実際今まである歴史のそういった遺産を生かして町をPRしていくというのは、今後ますます必要になっていくんじゃないかなと思っています。

それで、太良町の観光で非常に弱い部分というのがあるかと思うんですけども、観光における弱点というのはどういうところがあるか、また強みがどういったところにあるか、そういったところの認識について町のほうにお伺いしたいと思います。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

まず、弱点といいますか弱い部分といいますと、地形的なところで交通の利便性というのは一つに考えられると思います。強みと申しますと、議員御案内のとおり、いろんな観光資源、食、おいしいものとか見どころもあるところだと思いますので、その辺を連携しながら振興を図っていかねばならないかなとは思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

立地が非常に佐賀の端っこというか、かなり来にくい場所にあるというのは、実際そうかなと思います。

私もいろいろと状況を調べてると、年中通してPRできるような材料というのが非常に少ないのかなということを思います。例えばカキとかカニとか海産物にしても、やっぱりシーズンというのがどうしてもあって、常に潤沢にあるというものではないと。例えばミカンとかにしても、冬場はあるけれども、夏場はどうしようかということで、やっぱり波がある。冬場は結構提案できる材料がたくさんあるんですけども、どうしても夏場になると、どういう材料でお客さんを呼ぶかというのに毎年苦慮をされているかと思います。

そういったところで、自然という要素だったりとか例えば歴史的な遺産というものは、夏であろうと秋であろうと冬であろうと春であろうといつでもそこにあるものですので、そういったところを磨き上げて、そういったものをつなぎ合わせていくことによって、いろんな年中お客様に対してPRできるような要素に成長していくかと思うんですけども、こういった考えについては執行部のほうはどういうふうに考えますか。

○町長（永淵孝幸君）

今議員が御案内のとおり、太良町は夏場に、今からですよ、今からがあんまり食がないんですよ。ですから、今度ウミタケが6月に出たということは本当にうれしいニュースだなと思っておりますけれども、こういった海のもののが二枚貝もなかなか採れていない。昨日だったんですけども、実は海中鳥居の先付近にアサリが結構出ているというふうな話が来ましたので、その対策をするように、そのアサリを何とかせないかんと。今小さな稚貝ですけども、それをしないといかんというふうなことでやっております。そういったことで、夏場に、今から先食べるものがなかなか、海のものにしてもミカンも先ほど言われるようにないと。そういったわけでありましてけれども、太良町はやっぱり竹崎カニで売ってるものですから、カニを何とか年中あるようにしたいと。やはり、お客さんはカニは冬場のものだと思っておられるわけですね。しかし、逆に冬場がないわけですよ。そういったことで、その辺のカニあたりの蓄養あたりを、以前やって失敗しましたけれども、また再度そこら辺は何とか、今丘でやっている旅館の若い人もいらっしゃいます。そういったところの状況も今お聞きしながら把握するように担当とも話をしておりますけれども、年中太良町に行けば例えばカニがある、そしておいしい海のものもある、山のものもあるというふうな形で何とかつなげていきたいという思いはしておりますけれども、ここは町だけでどうにもできる問題ではありませんので、関係者の方とも協議をしながらやっていくような話はいたしております。

ミカンについても、何か冬場だけじゃなくて、雑柑あたりを遅くまでもっていくというふうな形で何かできないかとか、今ブドウあたりも農家のほうでは取り組んでいただいておりますし、そういったことで何とか太良町、年中わたって海のもの、山のものがあるようにというふうなことで考えていかなきゃいけないなというふうな思いで、関係の団体といろいろ協議しているところでございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

やっぱりシーズンがあって、旬があるからおいしいとか、旬があるからいいということもあるとは思いますが、そういったシーズンの旬のものというものと通年提供できるようなものを組み合わせていくというのは、今後戦略としては必要になるんじゃないかなと思っています。

太良町に住んでる私も含めて、多良岳が例えばどういう場所か、太良町がどういう場所かという歴史についてはほとんど知らなかったなという反省がありまして、私もこの年になるまでそういった背景も知らなかったし、太良がいきなりぽっと出てきたような感覚すらあったんですけども、よくよく最近になって調べてみると、2,000年とか、下手したら1万年とか10万年前からここに人がいて、ずっと暮らしをしていたと。そういう暮らしをしていく中で、今例えば海で思ったようにいろんな物を取れなくなってきましたけれども、昔はどういうやり方をしていたかとか、そういうものについてもっと知る必要があるんじゃないかな

と、本当に個人的には思っています。

最近、多良岳は山登りとかも小・中学生、高校生がされてると思うんですけども、そういったところって年に何回ぐらいとか、いつ頃始めてるとか、そういった背景とかも教育長に聞いてみたいんですけども、いかがでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

現在のところ、中学校が9月中旬、下旬に金泉寺に登って多良岳へ、そして下りております。そして、そのときについては、金泉寺にはグループの山の会の方々、それも地元ばかりじゃなくて多久とか長崎県の茂木とか、そういった長崎県側の方々もガイドで来ていただいておりますので、例えば議員さんのお話のように行基菩薩、そういうのがこの近隣にあるのかと。そういうのは諫早との多良海道を歩く、そういう中で去年の秋やったかな、湯江に和銅寺と。これが行基が造った石の像か何かがあると。そして、長田の上の御手水観音磨崖仏が49体刻み込んでありますけども、そこ辺りも行基が修行をした場だとか。それから、竹崎観世音寺にも行基さんの何かが入って、あそこのお寺ができるとか。また、長崎のほうの方によると、大村から登ってくるところの黒木辺りにも行基菩薩のそういった関係したお寺がありますよとか。だから、地域の歴史を知るということも非常に大切、登ることも大切、歴史を知るということも大切。そして、その修行僧は自分のためだけじゃなくて、その地域の人々の生活を、健康を、そういったことまで含めてあぁいった修験道はやったことと、非常に人間的な意味合いも含めて教育的だというようなことで。

前にもお話ししましたけども、今はダンスとかなんとかあれなんですけども、民謡というのが小学4年生の音楽に入っていて、地元の岳の新太郎さんのあれが載るとというようなことで、両方の小学校にもあるし、しかも太良町にはそのお墓があると。そういった意味でも、小学校の5年、6年あたりは多良岳まで行かなくても、音楽で習った岳の新太郎さんはこの金泉寺で、おっしゃるようにキリシタン大名の第1号の大村純忠と言ったですかね、彼が焼き討ちをかけて、それを防ぐために金泉寺に入っとったんだと。そういった歴史的なもの、心情的なもの、そういったものも含めて小学校のほうに、急にはあれですけども、ちょっとそういった面を考えてみてくれとはお話ししております。

以上です。

○1番（山口一生君）

近年、また小学生とか中学生とか高校生、登山を通じて多良岳、太良町の歴史とかそういったものに触れていこうというのを再開をされてるかと思いますので、そういった活動はぜひ継続してやっていけるように、学校のほうとも連携をしていただきたいと思います。

太良町にずっと起こってることを整理すると、もともとそういった霊山という場所で、古くから有名な場所でしたと。それが、ずっと時代が移り変わるにつれて、キリシタンの焼き討ちにあたり、明治維新が起きたり、第2次世界大戦で敗戦したりとかという、そういった

たすごく大きなイベントを通じて、太良町のいろんないいところがどンドン漂白をされていっています。なので、言ったら、これは世界中いろんなところで起きてるんですけども、物すごくユニークな歴史とか文化を持ってるいろんな地域がすごく漂白をされてると、真っ白になっていってるというのが今世界中で実は起きてるので、そういった流れに負けないように、もともとどういう場所であったかとかそういったものを伝える場というのを、教育だけじゃなくて、いろんな大人が子供たちに伝える場をつくったりとか、例えば標柱をきれいにすることによって大事にしたりとか、そういうのを今後はもっと町として取り組んでいただけたらなと思っています。

私の一般質問以上で終わります。

○議長（坂口久信君）

これで2番通告者の質問が終わりました。

3番通告者の田川君、質問を許可します。

○7番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問を開始したいと思います。

今回は、人口減少問題についてと、あと環境問題について、ごみ、また焼却施設の問題について2問質問をしたいと思います。

それでは、まず1問目の人口減少問題についての質問をします。通告書を読みます。

本町にとって人口減少問題は喫緊の課題と言えると思います。その対策としましては、町内からの転出者を減らす、ほかの市町からの転入者を増やす、または出生者数を増やすなどが考えられますが、今回は町内からの転出者を減らすという対策を主に質問したいと思います。

1点目、現在、町内からの転出者を減らす対策としてはどのようなものが行われているか。2点目、移住・定住者の情報について各課の横の連携はどうなっているか。3点目、移住・定住コンシェルジュのような係を設置できないか。

以上の3点について、よろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

田川議員の1点目、人口減少対策についてお答えします。

1番目の現在町内から転出者を減らす対策としてはどのようなものが行われているかについてであります。住宅、アパートなどハード面では、多良地区、大浦地区に町営住宅の建設や空き家情報バンクによる空き家の利活用の推進及び民間アパート建設に対する補助を行い、移住・定住政策に取り組んでおります。今後も住宅用地の造成など、太良町に住みやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、ソフト面ですが、産業部門では将来の太良町農業、漁業の担い手を確保するため親元就農支援や漁業従事者継続支援を行い、福祉部門では結婚、出産祝い金、教育部門では小

学校入学祝い金、中学校卒業祝い金、学校給食費の無償化、医療費の支援、令和4年度から実施の補助教材の支給、並びに今議会で補正予算案として上程しております高校生の通学費、学用品費などの負担軽減を目的とした扶助などを行い、担い手支援や様々な子育て支援メニューを絡めながら移住・定住施策に取り組んでいるところでございます。

次に、2番目の移住・定住者の情報について各課の横の連携はどうなっているのかについてであります。移住・定住に関する問合せの内容や空き家情報バンクを利用して、移住・定住された方の情報は企画商工課において管理しております。ほかの部署との連携が必要な案件につきましては、情報を共有し、対応しているところでございます。

次に、3番目の移住・定住コンシェルジュのような係を設置できないかについてであります。今のところ企画商工課で対応できているというふうなことで認識しておりますので、新たな係を設置する計画は考えておりません。

以上です。

○7番（田川 浩君）

まず、おのこの質問に入る前に、最近といいますか、本町の2000年以降の人口の推移について申し上げておきたいと思っております。これはデータのものです。

まず、住民基本台帳ベースで申し上げますけれど、まず2000年、平成12年、そのときの人口は1万1,680人、10年後の2010年、平成22年は1万218人、その10年後、2020年、令和2年ですけれど、8,533人と。直近で一番新しいので、今年の3月末で8,193人となっております。ちょうど10年ずつに区切って、1年あたり何人ぐらい減っているのかと申し上げますと、2000年から2010年までは1年あたり146人、平均しますとですよ、ならしますと146人減っている。2010年から2020年は1年あたり168人減っておられる。直近、令和2年から2年間のデータなんですけど、ここは1年間で170人、ならしたら1年でこんだけの人口が減っているということになります。間、少ない120人とかという年もありますけれど、ならしたらこういうことになります。

それで、令和元年から令和3年度までの3年間のデータを申し上げますと、まず自然減、死亡者と出生者の差を申し上げますと、令和元年度が88人、令和2年度が101人、令和3年度が84人ということで、大体自然減ということで90人ぐらいの方が1年で減っているということになります。ということは、大体最近1年で170人減ってるということを考えますと、大体自然減が90人ですので、大体80人の方が、これは社会減ですよ、町外への転出が行われているんじゃないかということが想像できます。以上、一応データのものをまず申し上げます。

それで、1番、2番、これは一緒に質問したいと思っておりますけれど、まず1番の現在町内からの転出者を減らす対策としてどのようなものが行われているか。今ハード面、町内の大浦や多良の定住促進住宅の建設ですとか、あとは民間アパート、民間の方がアパートを建てる

ときに補助金を出したりというハード面ですね。それと、ソフト面ということで、いろいろ後継者に対する支援ですとか、あと各種祝い金ですよ。あと、子育て支援ですとか学生の支援というのを申し上げられていました。

それで、その定住促進住宅、具体的申し上げますと多良地区にあるパレットたら、それと大浦地区にあるサンモールおおうら。こちらはパレットたらが40戸、サンモールおおうらのほうが12戸ありますけれど、まず2つの入居状況、これはどうなっているのか、まずこれから教えていただけないでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

パレットたらですけど、これは平成30年4月から入居開始を行っておりまして、現在まで8戸の入替えがあっておりますが、入居の当時から満室で来ております。サンモールおおうらにつきましては令和3年4月から、これも満室にて入居を開始して、現在までに1戸の入替えがあっております。ほぼ常に満室ということで、先ほど言いましたように入替えがあったとき、それぐらいはちょっと1か月程度の空きは出ますけど、それ以外はほぼ満室という状態でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

数件の入替えはあったようですけれど、常に満室であるということでございます。

それで、もう一つ、民間アパート建設に対する補助を使われて民間の方が建設されました。具体的申しますと、油津地区にあります民間アパートのアルモ、タラさんですね。全部で16戸あると思うんですけど、こちらの入居状況というのはいかがでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

アルモ、タラの住宅につきましては、令和3年12月から入居が始まっており、令和4年3月末には全室満室となっておりますところでございます。なお、現況におきましても、6月1日現在お伺いしたところ、満室の状況でございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

アルモ、タラさんにおいても満室だということでございます。

それで、民間アパートの建設に対する補助というものを考えるに当たりまして、これは私は定住促進住宅と比べますと非常に維持費がかからないもので、一回きりの補助なので長い目で見たら非常にコストパフォーマンスがいい補助金じゃないかなと思っておりますけれど、今担当の方からずっと満室という情報を受けましたけれど、これから新しいアパートを建てられるとか、そういったような予定があるとか情報があるとか、そういうのはいかがでしよ

うか。

○町長（永淵孝幸君）

今、新しく町営住宅を造るという計画はございません。先ほどもお話ししましたけれども、やはり宅地造成をしてやって、そこに自分たちが建ててもらおうというふうなことをしながら太良町に住んでもらう人を増やしていこうかなという思いをしております。新しく造るような計画は、今のところはありません。

ただ、私は直接聞いてないんですけど、民間の方がやってもいいというお話があつてるようなことですので、ぜひその方あたりが出てこられればお願いをして、民間の力を借りた上でそういった定住を増やすというふうな対策を取っていきたいと、このように思っております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

承知しました。これからそうやって民間の方がまた出てこられることを期待しております。

それで、私は今回この質問をしようと思ったのは、同じような意見を2人の町民の方からもらったわけなんです。まず、1人目の方ですけど、どういったことで意見をもらったかといいますと、その方が町内の定住促進住宅のほうに応募されて、残念ながら抽せんで落選された方の親御さんなんですけれど、その方からちょっと意見がございまして、1点目は、その方のお子さんというのは町外からの転入希望者だった。しかし、その方は定住促進住宅は町外からの転入者のほうが優先されるものと思っていらっしゃいました。でも、いざ抽せんになったら町内の方と一緒に抽せんであったと。まず、その点で、どうしてなんだということを知りました。

それで、2点目が、その方は定住促進住宅に応募する前に空き家バンクのほうでも探しておられて、それが条件に合う物件がなかなかなかったということで、その後定住促進住宅に応募されたわけなんですけれど、全体的に対応が非常に事務的な対応で、また定住促進住宅の抽せんに落ちた後も係のほうから何のアプローチもなかったということでもございました。それで、その方も人口減少が太良町にとって大きな問題であろうということは承知されておりましたので、太良町に住みたいと思っている人間がいるのに、言ってみたらこのようなあっさりした対応でいいのであろうかということに驚いたというような意見をもらいました。

ちょっと聞きたいのは、まず定住促進住宅パレットたらとサンモールおおうらの今の現在の入居者の優先順位、こういうのはどうなってるのか、これはいかがでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

現在のパレットたらとサンモールおおうらについては、入居のときの優先順位は設けておりません。町内外問わずに、優先とかなく、全部で抽せんを行って決定をしております。一

番建設当時、そのときは確かに町外から優先というものはありましたけど、今現在は全くありません。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

町外からの転入者優先というのは、入居を募集した当時だけですね、当初だけやったということですね。了解しました。

それで、私は人口減少問題について何回か一般質問で取り上げているんですけど、過去の私の議事録を見ましたら、平成25年、ちょうど10年前に議会の一般質問で取り上げております。そのときは、大浦の町営住宅で空きが出ました、そこに応募の倍率が6倍であったということがございましたけれど、もちろん当選されるのは1戸、1家族だけですので、そのときも落選した5つの家族については何かフォローはしなかったんですかと、フォローは必要じゃないんですかということをお願いしておりました。そのときの担当者からの答弁では、特別何もフォローもしてはおりませんということでした。そういうことが10年前にありました。

現在、こういった定住促進住宅または町営住宅などに抽せんで漏れた御家族に対して何らかのフォローは行っていらっしゃるのかどうか、これはいかがでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

定住促進住宅の抽せんを行えば、多数の方が応募をしてもらって、結局入るのは1戸になります。それで、多数の方が抽せん漏れとなりますけど、もしそのときに次の定住促進住宅の募集があつて、決まっていれば、次は何日から募集をかけますよとかは言えますけど、そういうことは今のところはありません。あまり出ていかれる方も少ないので、そういうことはありません。ただ、もし抽せんされた方が、例えば仕事の都合とかで入居が決まっても一月ぐらいで転出しなければならないとかそういう場合は、抽せん時に全員の方に番号をつけて、まず1番の方が第1の入居者になりますけど、もし1番の方が都合でやめるとなるときは2番の方にすると、フォローになるのか分かりませんが、そういう感じではしております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

要するに、キャンセルがあつた場合についての順番だけはつけているということであつたと思います。

それで、近年、定住促進住宅などで空き室ができて入居募集をされると思うんですけど、そのときの倍率というのは大体どんなものなのか、これはいかがでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

定住促進住宅で現在まで9戸の抽せんを行っておりまして、総勢で46名の方が申し込まれてますので、倍率とすれば平均で5.1倍となります。おのこのことで申しますと、2倍から10倍ぐらいの倍率の違いはございます。ちなみに、町営住宅のほうではR3とR4、2か年の実績ですけど、5戸の抽せんを行いまして、総数で6名の方が申し込まれてますので、倍率とすれば1.2倍。個々で申しますと、1倍から2倍というぐらいの倍率でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

ということは、定住促進住宅に関しましては9戸に対して45名ということは、ちょっとダブってる方もいらっしゃるかもしれませんが、36名の方は落ちてらっしゃるということですよ。町営住宅におかれましては5戸の募集で6名ということは、1戸の方が落ちてらっしゃるということだと思います。

それと、2人目の方がどういう意見だったかというのを申し上げます。

その方は私の知人の方なんですけれど、子供さんが町内に家を建てたいということになりました。それで、家族や親戚が所有する畑が家の近くにあったものですから、その地図を一応出してもらって、ここら辺に建てたいということで役場のほうに相談に行ったということでございます。それで、結果は、そこには建てられませんという返答が来たということです。それで、建てるのを諦めて、今は仕方なく鹿島のほうに夫婦で住んでらっしゃるということでした。

この親御さんもやっぱりそういったことがあって、町民が家を建てたいとせっきく担当の係まで行ったのに建てられなかったのはいろいろ訳があると思うんですけど、その方も要するにあっさりした対応であったということで、ちょっと不思議がられていたということです。もちろん農地に基本的には住宅は建てられませんけれど、第1種という優良農地を除く第2種、第3種の農地であるならば農地転用という手段を使えば建てられないこともないというふうに伺っておりますけれど、今回のケースがどのケースに当たるかはちょっと分かりませんが、そこは本題じゃないので、住宅をその土地に建てられなかったとしても、その方の了解を得られるならば、今空き家バンクがありますよね。土地はついてる、例えば上物がちょっと老朽化してるとかそういったものもありますので、担当につなぐなり、そういったものを紹介するなり、何らかのアフターフォローが必要でなかったかと私は思うんですけど、それについてはいかが思われるでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

先ほどの相談というのが多分農業委員会に來られたものだと認識しておりますけど、議員が言われるのはそのときの対応がちょっと冷たかったんじゃないかということだと思います

けど、農業委員会といたしましては農地には建てられないということを伝えたのだと私は想像しているんですけど、農地には建てられないということは今議員がおっしゃられたとおりですので、農地以外の建設用地というのは紹介は農業委員会ではできないんですけど、住宅情報といたしましては企画商工課で担当しております空き家情報などについてをお伝えしていきたいと今後は思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

一般質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き一般質問を始めます。

その前に、山口議員の一般質問のときに答弁漏れがありましたので、それを許可します。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

午前中の山口議員からの一般質問の中で答弁漏れがございましたので、企画商工課より報告をさせていただきます。

1点目の中山キャンプ場の利用者状況につきましては、令和4年度につきましては234名でございます。なお、令和2年度、3年度につきましては、道路災害、コロナ禍等により施設の閉鎖を行っている状況でございます。

2点目の多良岳の登山者の利用状況でございますけれども、これは暦年でございますけれども、令和2年で1万800人、令和3年におきましては1万1,000人ということで算出をしております。

3点目の太良町への観光客数についてですけれども、平成29年度頃は先ほども答弁しておりましたとおり65万人の数値でして、令和2年につきましてはコロナ禍の影響もあったと思いますけれども、52万人の数値が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

それでは、田川君、一般質問を許可します。

○7番（田川 浩君）

それでは、午前中に引き続き質問したいと思っております。

それでは、3番の移住・定住コンシェルジュのような係を設置できないかという点について聞いていきたいと思っております。

まず、コンシェルジュとは、いわゆる総合案内人と呼ばれているもので、よくホテルで活躍されている場面を皆さん知っていらっしゃるんじゃないかと思っておりますけれども、要するにホ

テルに来られたお客様が、例えばおいしい何かを食べに行きたいけどどこがいいとか、近くに病院はどこにあるとか、とにかく何でも相談できるところの方をコンシェルジュと呼んでおります。

それで、現在佐賀県内におきましては、唐津市で実は民間のNPOに委託をして、こういった移住・定住のコンシェルジュ事業をやっておられます。唐津市の場合ほんなことをやってるのかといいますと、まず1つ目が移住の相談の窓口になるということですね。それと、2番目にお試し移住のお世話をされると、3番目に先輩移住者との交流会の設定などを行っていらっしやいます。このほかにもいろんな移住・定住に関することをやっておられます。唐津市のほうに、実は電話して聞いてみました。民間に委託された理由、これはどうしてなのかということをお聞きしましたが、理由としては、もちろん人的なマンパワーなものほかに、民間ですと、要するに決断が早く、すぐ行動ができるということ、圧倒的にフットワークが軽くできるということで民間のほうに委託されたということでございました。

先ほどの答弁に、専門に移住・定住に対してコンシェルジュのような係を設けることなく、これまでのように企画商工課のほうで対応するということでしたけど、もう一度聞きますけれど、役所でできることには私は限界があると思っております。唐津市さんのように民間の力を借りながら人口減少に対することはできないか、これについてはいかが思われますでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現在、近隣の市町におきましても、こういうコンシェルジュ係のような設置をしているところはございません。現況において、太良町においても他市町同様、企画商工課の中で担当者の範囲内で対応してるところでございます。議員御指摘のとおり、今後も市内の横の連携を取りながらそういったお客様のニーズに応えられるよう、なるべく寄り添った対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

それでは、最後に町長のほうに2点お尋ねをしたいと思っております。

昨今、子供の減少ということで、宝子という言葉が頻繁に使われるようになりました。私たちの太良町も、非常に人口が減っております。今や太良町民の方々、これは宝町民と呼んでもいいんじゃないかなと私は思っております。そのぐらい大切な方々です。

そこで、これは精神論といいますか、政策というよりはそっちに近いかと思っておりますけれど、まずは役場の職員間のほうで、できる限り町内からの転出者を出さないという意識の統一、これがあってこそ、転出者を最小限に抑えることができるんじゃないかと私は考えています。これまでいろいろ2人の方の意見を言いましたけれど、そういった方に対応していくには、

そういった方に役場としての思い、熱意といたしますか、そういうのを見せるためには、まずは意識の統一があつてこそ。縦だけではなく、横の連携というのもできるものではないかなと私は考えます。まずは、職員間の転出者を出さないということについての意識の統一ということについては町長はどういうふうに考えられるのか、その点からまずお聞かせください。

○町長（永淵孝幸君）

議員も御承知のとおり、我が町では転出者を出さない、また転入者を増やすという試みの中で、子育て支援等にしっかり取り組んでいって、太良町は子育てにはもってこいの町だなという思いをしていただくようにというふうなことで、政策を掲げながらやってるわけです。このことについては、当然職員も私は理解していると思います。自分のところの仕事だけではなく、横の連携を持って、自分のところに相談に見えた。自分のところで全て対応できないとなったときは担当課を案内するというふうなこういったことをやって、しっかり相談者等に対して、満足じゃないでしょうけれども、精いっぱい対応をしながら、そして太良町に来てもらう。また、出ていかないということを職員と一丸となってやっていくと。これは日頃から職員にもお願いしているところがございますので、これからもこういった連携を取りながら対応をしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

今、町長のほうからそういった意識の統一はされてるものと思うということでしたけれど、ただ事実としてこういった方からの意見を私がもらったというのも事実ですので、これからもう一度、皆様方に意識の統一というのを徹底してもらいたいと思っております。

それで、先ほど意識の統一の下、役場内におきましては企画商工課が移住コンシェルジュの役目を担うということで、その対応をするということでもございましたけれど、ぜひ企画商工課に外面的なコンシェルジュじゃなくて、内面的に役所内の相談窓口といいますか、私が考えているのは、役場内で転出に結びつくような情報があったら、とにかく企画商工課のほうに流してもらえないかと、もちろん当人の了解があつての上ですけれど。そういった情報が、今回は例えば農業委員会であつたりそうした建設課だつたりしたんですけど、これはまた違うところから、例えば学校教育課だつたり税務課だつたりするかもしれません。まずそういった情報を企画商工課のほうに一元的に集約してもらって、それから対応に当たると、そういったことにしてもらえないかなと思っております。

そういった情報といたしますのは、はっきり言ひまして、私たちのような人口減少に悩む自治体にとりましては情報の質としたら非常に高いもの、ランクで言ったら特Aの情報だと私は思っております。抽せんで漏れた方とか家をどうしようかという方々は、これから住もうか、町に残ろうか、どうしようかという方々ですよ。そういった情報というのは非常に価値が高い情報だと私は思っております。そういった方々を少しでもとどめておくと。それで、

いろんな情報を与えてもらって太良町内に残ってもらおうという点では、例えて言うなら、今まで移住ということをするのであれば、よその市町から移住というのをしてもらうためには、本当に何百万円というお金をかけて、そして例えば何かの展示会じゃないですけど相談会を開いて集めて、その中から何人かが候補に挙がって、そして1年間ぐらいかけてやっと1人来るか来ないかとか、1人でも来たらそれはもうけもんといえますか、非常に成果があるということですが、その方たちはもう太良町に基本的に残りたいと思っていられる方々なんですよ。そういった方々にまずはどうか私は対応してもらいたいと思っております。

太良町では子育てに対するいろいろな支援策、学生に対する支援策がありますよね。それは本当にどこの町にも負けないような支援策があるはずですよ、ありますよ。そして、またこのたびのコロナ禍の地域共通商品券の額、子供1人当たり2万円ですよ。県内でもこんなところはありませんよ。こういうふうな情報を与えるだけでも町民の方はひょっとしたら考え方を変えてくれるのではないかなと、そういう可能性もあるかなと私は思っております。そういった考え方、努力というのを職員の方々には極限まで突き詰めてもらいたいと思っております。この点につきまして、町長としてどう考えられるか、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

先ほどの答弁と重複するかも分かりませんが、議員が太良町から出ていかないと、そして来てもらうという思いの中で相談者のことを受けて、今回質問されているという理解をしております。そういった中であって、職員も相談があったときは自分のところに直接関係がないからじゃなくて、横の連携を取って、こういったことで見えてるからって、じゃあこちらの方じゃなかったら連れていくとか、そういう親切心を持って後は対応するのが大事かなと思っております。

そして、コンシェルジュ的な係を考えるとすれば、以前もちょっとお話ししましたがけれども、近いうちに機構改革等をする中でこういった係等は、職員が少ないからそこだけというのはできませんので専門じゃないですけども、やっぱり幅広い業務を持ちますからそれだけということはないかも分かりませんが、そういったところを含めて検討しながら、そしてまずは今の体制で何とか横の連携を密に取れば少々のご事情は、相談に見えた、そして案内するとかをすれば、私はそうまではないと思うんですよ。ですから、そういう相談者が物すごく多くなって、係等も複数仕事を持っては大変となれば、いろいろなそういった専門的なことを考えないといけないかも分かりませんが、今のところはそういったことで御理解をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○7番（田川 浩君）

了解しました。

結局、役場の対応者も町民の方も人間なんですよね。だから、役場の言わば本気度みたいなものを町民の方というのは敏感に感じ取られるわけなんですよ。その点で、町民から俺たちの太良町役場の職員さんは本気ばいって思われるように、そして転出を思いとどまってもらえるような、そういうふうな対応をしてもらえるように期待いたしまして、1番目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2問目に行きます。

平成28年に広域ごみ処理施設であるさが西部クリーンセンターが稼働して、6年余りが経過しました。ごみ問題の現状と緊急時の対応について質問したいと思います。

1番、SDGsでは、2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減するとあります。町内のごみの減量化、再利用などの現状はどうか。2点目、令和3年4月に大村市のごみ処理施設で火災が発生し、3つの焼却炉が全て停止し、完全復旧したのは翌年の9月でした。県内の施設で同様な事故が起きた場合の対応についてはどのように検討されているか。

以上、2点について質問いたします。よろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

田川議員の2点目の環境行政についてお答えします。

1番目の町内のごみの減量化、再利用などの現状はどうかについてであります。太良町においては、各家庭から出る生ごみの排出削減と堆肥化の推進、また容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づき再利用に取り組んでいるところでございます。現状におけるごみの排出量、再利用量については、過去7年間の統計によりますと、年度ごとの増減はありますが、人口減少に伴い減少傾向にあります。

2番目の県内の施設で同様の事故が起きた場合の対応についてであります。現在太良町の一般廃棄物については、4市5町で構成する西部広域環境組合の処理施設で処理を行っております。当該処理施設において事故が発生し施設停止となった場合は、まず県に報告し、県のほうで県内外の施設に対し、ごみの受入先及び受入れ量の照会、支援要請に係る連絡調整など、災害廃棄物処理に備った対応がなされることとなります。組合においては、それに基づいて各市町のごみ処理に当たることになると考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

それでは、順番に1番から質問したいと思います。

町内のごみの減量化とか再利用について聞きたいと思いますが、近年の1人当たりのごみの排出量の推移、これはどうなっているのか、まずここからお聞きしたいと思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

過去3か年の排出量で申し上げます。

令和2年度の排出量は2,096トン、1人あたりのごみ排出量は年間242キログラムとなっております。令和3年度の排出量は2,015トン、1人あたりのごみ排出量は年間238キログラムとなっております。令和4年度の排出量は1,989トン、1人あたりの排出量は年間241キログラムとなっております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

排出量と1人あたりを聞きましたけど、大体1人あたりにすると240キログラムぐらいですね。大体そういうふうに移しているということでした。

ごみの処理につきましては、以前は杵藤地区の広域の市町村圏組合でしたけれど、それが現在は佐賀県の西部広域環境組合へと移行していると思います。それで、伊万里市に造られましたさが西部クリーンセンターというところで4市5町のごみを処理しているわけですが、その中で本町のごみが占める割合というのはどういう状況であるか、また比較したいので人口構成比というのはどうなっているか。

以上についてお聞きしたいと思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

令和3年度の西部広域環境組合のごみ処理の率で申し上げます。

4市5町のうち、太良町が占める可燃物の割合が3.1%、不燃物の割合が2.6%、粗大ごみの割合が0.9%となっております。また、西部広域環境組合における太良町の人口構成比につきましては3.7%となっている状況でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

人口構成比は3.7%で、可燃物のほうが3.1%、不燃物が2.6%、粗大ごみが0.9%ということで、人口構成比に対してはほかの市町よりは少ないということが分かったと思います。

それで、今回さが西部クリーンセンターができていますけれど、この運営負担金の割合につきましてはどのように決められているのか、これについてよろしくお願いします。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

運営負担金につきましては、組合運営に係る2つの費用に分けて計算されております。1つ目は管理運営事業分でございます。組合の事業経営に係る費用で、負担金算出については各構成市町のごみの搬入割合で求められております。2つ目は施設整備事業分でございます。主に公債費に係る費用で、均等割10%、人口割90%の割合で算出されております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

運営負担金の割合は、施設整備が均等割と人口割、それとあと管理運営のほうで、これは搬入されたごみのトン数で決められるということで、分かりました。

それで、以前の既存のクリーンセンターと違いまして、今回さが西部クリーンセンターというのは、要するに一般的に言う焼却炉から熔融炉というもの変わったと思います。これは以前の焼却炉と現在の熔融炉というのはどのような違いがあるのか、これについてはいかがでしょう。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

現在はガス化熔融方式を採用しごみの処理を行うことにより、以前と違い最終処分する飛灰の発生量を少なく抑えることができ、またごみの熔融で発生する熱エネルギー回収して発電し、売電収益を得るなどができるなどの違いがございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

以前と違うのは、火災の発生が少なくなる予定と、それとあと熱エネルギーの再利用をされるということでもございましたけれど、それで私が常々疑問に思ってるのが、炉が焼却炉から熔融炉に変わったということで、今までは町民がごみをまず分別しますよね。それを、太良クリーンセンターさんのほうが回収をされると。それで、それを伊万里のクリーンセンターまで運ばれると。それで、その熔融炉で燃やされるという。大ざっぱに言うところといったサイクルだと思うんですけど、このサイクルの中で以前の杵藤のクリーンセンターのときと違う点というのはあるんですかね、同じなんですか。そこはいかがなんでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

杵藤クリーンセンターからさが西部クリーンセンターに処理施設が変わったことによる収集工程の違いはございませんが、可燃物については、先ほど申し上げられましたサイクルでの処理を行い、不燃物については収集したごみを再度太良クリーンセンターで分別し、処理している状況でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

了解しました。

これはまた違う話になりますけど、リサイクル率の話をちょっとしますけれど、リサイクル率でペットボトルの処理の場合、蓋を取らずにそのまま出したときと蓋とラベルを取って中を洗浄して出した場合ではリサイクル率がかなり変わるという話を聞いております。そこもぜひ徹底するようにしてもらいたいと思っております。

それでは、2番についてお聞きしますけれど、令和3年4月の大村市のごみ焼却施設で火災が発生して、完全復旧したのは1年数か月後だったという大きな事故がありました。それで、これについてまずは聞きたいと思います。

まず、これの火災発生の原因ですよね。また、復旧にかかった経費というのは幾らぐらいだったのか。まず、これについてお聞かせください。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

大村市の大村市環境センターで起きた火災でございますが、火災の原因につきましては、1号炉の2階位置にある油圧ホース接続部からの作動油が漏えいし、出火したものと想定されております。また、施設の復旧にかかった経費につきましては、工事費が9億2,635万1,000円となっており、うち火災事故に係る費用分が4億4,186万1,000円でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

工事費が大体9億円かかったと、本当に大変大きな事故だったと思います。

それで、復旧するまでの1年5か月間ぐらい、この間全部の焼却炉が駄目になってしまったということですので、この間の処理というのはどうされていたのか、これについていかがでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

大村市の処理対応につきましては、長崎県に報告後、県のほうで県内外の受入先の紹介、支援要請に係る連絡調整が行われ、それを受け、大村市のほうで受入先との受入れ調整が行われております。火災事故の翌々日から長崎市、佐世保市のごみ処理施設での処理を開始され、以降、他自治体などとの協議が調い次第、県内外において広域処理を拡大し、対応されております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

今、大村市の対応として他自治体と協議を行ったということをおっしゃってましたけれど、これは長崎県内では何市町ぐらい、それと佐賀県も入るのかどうか、佐賀県が入ったとしたらどういったところと話をされたのか、それについてはいかがでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

大村市のごみ処理に協力された自治体等については、長崎県内で3市、2広域組合、1民間施設の計8か所、佐賀県内においては2市、4広域組合、1民間施設の計7か所が受入れ協力されております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

佐賀県内でも2市と、あと4広域圏組合に話をされたということでしたけれど、我々の西部広域組合のほうもこの中に入っているのでしょうか、それはいかがですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

西部広域環境組合においても受入れを行っております。また、ごみの量につきましては約458トンを受け入れております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

そうしましたら、先ほどの答弁にもございましたように、佐賀県で起きた場合、ひょっとしたら私どものところのさが西部クリーンセンターでもそういったことが起きた場合には、まずは県が自分の県内であるとか隣接する県のそういった組合のほうに話をして、どのぐらいの処理が可能かってのを聞いた上で、県のほうで割り振ってその対処を決めるということではないですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

先ほど議員おっしゃいましたように、県のほうが県内県外の施設の情報収集を行い、それを組合のほうに下ろし、組合のほうから各構成市町のほうに情報が下りてくるようなシステムになると考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

分かりました。

最後なりますけれど、我々の西部広域環境組合でさが西部のクリーンセンターを持っていますけれど、ここの施設内で、大規模なものはもちろん起こってないと思うんですけど、小規模なちょっとした火災でありますとかちょっとした事故でありますとか、そういうのに関しては起こってないんですかね、どうですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

西部広域環境組合においても、過去に3回ほど、ごみピット内においてリチウムイオン電池が要因と思われる小火災などが発生しております。そのため、町内においても、リチウムイオン電池などの小型充電式電池は役場と大浦支所の2か所に回収ボックスを設置し個別収集するなど、火災を未然に防ぐ対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

リチウムバッテリーの回収ボックスは、最近と申しますか、近頃、回覧等で見た覚えがございます。モバイルバッテリーとか最近皆さん持ち歩くこともあると思うんですけど、これが多分リチウムイオン電池ということだと思いますけど、町民の皆さんにそういった啓蒙してもらって、小規模なものでもいろいろな火災、事故がないようにこれからやってもらいたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

これで3番通告者の質問を終わります。

4番通告者、竹下君、質問を許可いたします。

○6番（竹下泰信君）

議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして質問をいたします。

この議員のメンバーでは最後の一般質問通告者になろうというふうに思いますけれども、手短かに質問をしていきたいというふうに思います。

今回は2点の事案について質問をいたします。

1点目が各行政区等から提出されている要望書等の取扱いと対応について、2点目が新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う影響について、以上2点について質問をいたします。

まず最初に、要望書等の取扱いと対応について質問をいたします。

この要望書等の取扱いと対応については、同様な内容の質問を2017年、平成29年ですけれども6月、ちょうど6年前の議会において行っているところでございます。6年目となる今回の議会でその後どのような対応をしているのか検証を試みる意味からも、この質問を行った次第でございます。

町内の状況を見ますと、町民の高齢化の進行あるいは耕作放棄地の拡大、労働力不足などにより、各業種への影響や生活環境の悪化が懸念されているところですので。このようなことから、各行政区や各種団体から多様な要望書が提出されていると聞いております。これまで提出された要望書への対応状況と今後の具体的な取組についてどうするのか、4点について質問をいたします。

1点目といたしまして、令和2、3、4年度の要望書等の提出件数は各課ごとにどうなっているのか、またその主な内容はどうなっているのか。2点目といたしまして、提出された要望書のうち解決された件数はどれくらいあるのか。3点目といたしまして、この要望書の遂行に当たり優先基準はどうなっているのか。4点目といたしまして、提出した行政区団体等への状況説明、対応はどうしているのか。

以上、4点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

竹下議員の1点目、私も簡単に、丁寧に答えたいと思いますのでよろしくお願ひします。

1点目の要望書の取扱いと対応についてお答えします。

1番目の令和2、3、4年度の要望書の提出件数は各課ごとにどうなっているのか、またまたその主な内容はどうなっているのかについてであります。課名、3か年度合計の要望件数の順にお答えいたします。

総務課43件、財政課1件、企画商工課7件、建設課155件、農林水産課22件、学校教育課2件、環境水道課9件、健康増進課なし、町民福祉課3件、税務課1件、会計課なし、社会教育課5件、太良病院なし、以上であります。最も件数が多い建設課は、主に道路の改良と維持補修を中心に要望が出ております。

2番目の解決できた件数はどれくらいあるのかについてであります。3か年度合計248件中175件が解決しております。

3番目の優先順位はどうなっているのかについてであります。優先基準の規定は設けておりませんが、基本的には町民の生命、財産に係る事項は最優先となります。なお、優先順位をつける場合は、緊急性、影響範囲、実現するためのコスト、実現するための時間、実現の可能性、実現した場合のメリット、デメリットなどを考慮して総合的に判断いたしております。

例えば、緊急性の高い要望、影響範囲が広い要望、コストが低い要望、実現できる時間が短い要望、実現できる可能性が高い要望、利点が多い要望は優先順位が高くなります。また、要望を実現する際に、ほかの要望との関連性や要望を実現した際の将来的な影響を考慮することもあります。

4番目の提出した行政区、団体等への状況説明、対応はどうしているのかについてであります。内容によって変わりますが、おおむね対応の可否を伝え、対応できる場合は時期の見込みを伝え、その際に付随する説明を行うという形を取る場合があると思っております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それでは、具体的質問をしていきたいというふうに思います。

今回、3年間で提出された要望書等の総数は248件で、前回は3年間で241件でしたので、7件の増加となっております。建設課への提出件数は155件ということで、前回より18件の減少ということになっております。総務課への提出件数は43件ということで、2件の増加。建設課と総務課と合わせて198件、この2か年、2つの課で占める割合は79.8%、約8割が2課で占めるということになっております。未解決事項を見ますと、今回72件ということで、前回は65件でしたので、6年前と比較しますと7件ほどの増加になっております。提出総数、未解決件数共に減少になっていると思っておったんですけども、僅かではありますけれども増

加ということになっています。この理由についてどのように分析をされているのか、伺いたいと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

要望書の件数につきましては、年度ごとに異なるものでございますし、様々な要望が提出されます。実現に時間がかかるものとかからないもの、慎重な対応が求められるもの、着手が比較的容易なもの等が混在いたしておりますので、一概に件数比較をもって何らかの分析を行うことはしておりませんが、大体数字的には横ばいになってるということですので、毎年要望というのはたくさん上がってきます。なので、放置していたら雪だるま式が増えていきますけれども、それが横ばいなるということは、難しい案件は少し後回しなってるかもしれませんが、できるものから要望は解決に持っていったというふうに思ってるところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

未解決事項が72件あるんですけれども、建設課と総務課の提出件数が約8割ということで大半を占めておりますけれども、この未解決事項についても建設課と総務課の割合が高いのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えします。

お見込みのとおりでございます。未解決72件のうち、建設課が55件、総務課が14件でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

この未解決事項も建設課と総務課が大半を占めるということですが、この内容についてどのようになっているのか、主な内容で結構ですけれども、伺いたいと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えします。

建設課につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、道路の改良等でございます。総務課につきましては、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の要望、これが多いというところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

建設課の要望書の内容につきましては、建設課のほうが道路の改良と維持補修が中心ということですが、ほかの各課の主な内容についてはどのようになっているのか、把握さ

れとったらお願いしたいと思いますけれども。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

総務課は、先ほど申し上げましたとおり交通安全施設関係が中心でございます。財政課につきましては、公有財産管理の件で要望が1件ございました。それと、企画商工課につきましては、大体商工業振興に関する要望が多いというところでございます。それと、農林水産課につきましては、農林業、水産業共に原材料の支給や、あと経済支援に関する要望。それと、学校教育課につきましては、学校現場からのほうですけれども、教員の配置や増員の要望が上がっております。それと、環境水道課につきましては、小規模水道施設の修繕助成、それと墓地の環境整備等でございます。町民福祉課につきましては、介護人材の確保のための政策要望、それと部落等の公園の整備の要望でございます。税務課につきましては、販売目的のための軽自動車税を減免してくださいという課税免除の要望が出ておりました。それと、社会教育課は、運動施設整備、公民館トイレ改修、大体こういった感じの要望が多かったと思います。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

提出された要望書の内容の検討とか現地調査等は各課でどのような対応をされておるのか、主な内容で結構ですけれども、お願いしたいと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えします。

要望の内容が様々ありますので、また対応する課によっても対応の方法はいろいろと違うところもあると思いますけれども、一般的に申し上げますと、まず最初に住民の皆さんから要望された内容が公共事業として着手していいのかどうかというのをまず確認します。完全に民地だったりしたら行政が手を出すものではないのかもしれないというのも含めて、いろんな見地からです。まず、公共事業として妥当かどうかというところを最初に確認をした上で、その後で現地の調査なり要望の内容の把握をしっかり行って、対応を検討をいたします。その後は上司と相談をしながら進めておりますけれども、詳細は要望の内容によってそれぞれ変わってくるものと思っております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

建設課については155件ということで大幅に要望書があるんですけれども、この対応について主にどういう対応をしているのか伺いたいと思いますけれども、いかがですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

建設課のほうには多数の要望書が出されて、3年間で155件出ております。主には町長が言われたように道路改良とか材料支給、そういうものが多いんですけど、まず要望書が出された時点で、区長さんの名前で出されますので、まず区長とかにその内容とかを役場のほうのカウンターのところで概要だけお聞きします。それで、物すごく緊急性が高ければ、そのときすぐにまた区長さんとかと現場に行って現地を確認するとかを行っております。

あと、そのほかの改良とかについては、まずおおむねの状況等をそこで確認しまして、あと要望書を上司のほうまで回覧させていただいて、その後の判断となりますけど、大方することになりますけど、する時期については道路改良とかは物すごく費用がかかりますので、そのときにすぐできるというものではございません。ですので、できる年のときにもう一度現場を確認させていただいて、どういうふうにしていきますよとか、そういうふうな対応を取っております。

また、一番最初の区長から要望を受けたときに、うちのほうはその後、工事に入る前とかにはまず登記ができるとかできないとか、そういうものの確認もしております。そういう中で、もしできないようなものがあれば、そういうことは所有者さんとかのお話をさせてもらったりとかはしております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

要望書を提出された区長とか団体の方たちから、要望書を出したけれども返事がないということを耳にすることがあります。提出されてから長期間、3年以上経過している案件はどれくらいあるのか、把握されとったら伺いたいと思います。また、長期間経過している事案についての対応をどうされてるのか、伺いたいと思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

3年以上経過している案件が全部で76件ございます。基本的に、緊急を要するものは先ほど言いましたようにすぐ対応するんですけど、道路改良とかそういう要望とかが物すごく多く、予算の問題とか、私たち職員の人数不足とかもありますけど、そういうことですぐ対応できてないものというものもあると思います。ただ、うちのほうも要望が出たものについては上司まで決裁をもらってするということはしてはしますが、先ほど言いましたように予算関係でいつできるかは地元にも言えない状況でございます。例えば、これが2年後にしますよとか言えるのであればそこで言うんですけど、やはり予算の関係とかいろいろありまして、要望をもらって、うちもしたいと思ってるんですけど、それがいつ頃になるのかとかちょっと言えないもんですから、そういうお答えはしておりません。

それと、例えば地区によっては1地区で何か所も要望書が出されているところがございます。そこについては、ある程度地区とお話をして、まずどれからするとか決めていただいて、

例えば1本目の要望をすれば、ほかの地区からも要望は出ますのでその地区だけをするのもできませんので、何年か置いてまたするということになりますので。そういうことで、するんですけど、すぐには何年頃とは言えないもんですからそういうお答えはしていないという状況で、もし地元からいつ頃になろうかというお話もいただければ、そのときに分かる範囲でお答えはしていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

ちょっと確認ですけれども、76件とさっき言われましたけれども、155件のうちの76件ということですから約半数を占めてるということになりますよね、そういうことでよろしいんですかね。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えします。

建設課の分は155件に対して55件の未解決、その他はほかの課に散らばっている分でございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

今建設課のほうはやはり多くて、まだ3年間やってないのが七十何件あるというような話ですけど、途中で災害があつてみたりとかなった場合は災害優先に回りますので、そういう要望はどうしても遅れてしまうというふうな話にもなります。そして、建設課が今人数も限られております。ほかの課の委託で建設課のほうに流れてくる量が多ければ、そっちは補助事業の対応とかになりますのでそちらを優先してあげなくちゃいけないというふうなことで、建設課のほうもいろいろ苦慮しながら対応してるわけですけども、どうしても要望が後回しになってしまっているという部分はあるかと思えます。そういったことで、そういったときは区長さん方にも、こういった理由ですみません、ちょっと遅れておりますからというふうなおつなぎはしていかにやいけないのかなというふうなことを思っておりますので、これからもそういったことで建設課のほうでは遅れた理由等をしっかり話をしながら、そして対応をしていくと。

そして、予算のこともありましたけれども、先ほど言いましたように災害とかが発生した場合はそちらのほうで予算をいっぱい組んでいきますので、どうしても町費を組んどつてもその分は後回しになっていくと、補正件数があればやれないという状況もございますので、そこは御理解をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

災害がひどかったりなんかした場合はそういう場合は出てくるというふうに思いますけれ

ども、例えばそういう事例というか、そういう状況になってますよというのを、長期間にわたっているときには文書等でそういう説明をしていくことが誤解を招かないというふうになっていくんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、いかがですかね。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

要望書に対して文書で取扱いの状況説明をするということですが、これについては町内では過去に事例はございません。ほかの町ではそういった取扱いをされているところもございます。今の環境状況では要望の団体等から文書で回答してくれというような経緯がございませんので、現段階では文書での取扱いをする予定はございません。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

なぜかといいますと、先ほど申しましたように、役場には言うところけれども役場から何の連絡もないと、音沙汰がないというような話もあるわけですよ。そこを解消するためには、要望書が提出されたところにこういう対応をやってますよという説明をしていくほうが、そういう行き違いがないんじゃないだろうかというふうに思いますので、そういうことを要望していきたいというふうに思いますけれども、要望書の文書保存についてはどれくらいの年数になってるのか、お尋ねします。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

要望書に関する保存年限の明確な規定は設けておりません。町の文書規程で言いますと、大体期限は1年、5年、10年、永年という4パターンがございますけれども、翌年度予算化することが多いので、そういった場合は1年で保存は終わることになりますけれども、積み残しの要望につきましては一定程度保存をしておかなくてはいけないということから、大体5年ぐらいがベースになると思います。10年となると長過ぎて時代が変わってきますので、要望内容も変わってくるというところで、大体5年をめどというふうに総務課では考えてるところでございます。

なお、先ほどの私の答弁の中で、3年以上経過している案件76件は全部建設課かということで、私が、いや、55件だというふうに答弁をいたしましたけれども、間違いで、全て3年以上経過しているものは建設課の案件でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

そいぎ、76件が正しいということですね。

それでは、文書の保存期間が大体5年ですね。規定はないんですけれども5年ぐらいを考えているというような話ですが、この保存期間を過ぎた場合、5年以上たった場合も

案件として結構あると思いますけれども、要望書を再提出するということになるわけですかね。未解決事項についてはそのまま文書は残していくのか、それとも文書は5年過ぎたから没にして新しい要望書をもらうというような対応にするのか、どちらなのかお尋ねします。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

基本的には再提出の必要はないと考えております。各課で要望内容というのはきちんと整理をして、要望に解決、未解決の印をつけて帳面をつけているはずですので、それに基づいて実施していくことになると思います。なので、期間がたったからといってもう一回出してくださいというようなことは役場のほうから申し上げることはないと思います。ただ、いろんな状況で、要望が町のほうからいつまでたっても何の返事もないということがあったら、一度担当課のほうにお尋ねをいただければありがたいと思います。そのところで、その件についてはまだうちのほうできちんと整理をしております、もう少し待つてくださいというふうな適切な御返事等ができるかと思っておりますので、そういった形でお願いできればというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

先ほど言いましたように、なかなか役場から提出されたところに連絡がないというようなこともありますので、それについては担当各課が注意をしながら対応をぜひお願いをしたいというふうに思います。

この要望書の優先順位については特に設けていないということで先ほど町長答弁がありましたけれども、これにつきましては、先ほど町長答弁にもありました内容などを基準として明文化をして、指針を示して説明すれば、当事者も納得するのではないかというふうに思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

町長が先ほど答弁いたしましたとおり、生命、財産、緊急性、影響範囲、コスト、所要時間、実現性、メリット、デメリットなど総合的に考慮をしているところでございますけれども、最優先は町民の生命、財産に関する事、そのほかにつきましては時と場合と予算の有無等でどうしても変動いたします。そういったことから、あらかじめ優先順位を規定しておけば、説明責任の上においては非常に有効なんですけれども、取扱いとしては非常に硬直化してしまって臨機応変な対応がしにくくなってしまうという場合もございますので、現段階では総合的に判断するという御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。各部落の区長さんたちにもそういった形でお願いをしているようなところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

要望書の内容によっては、実施できる内容と所管が違うなど等の理由で実施できない内容、また検討を要して判断する内容があると思います。それぞれの理由を丁寧に説明をしていただいて、提出した団体に理解を得られるように状況説明を具体的に行うことが必要だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだと思います。行政の判断というのが、常に要望された団体とかの御希望に添える結果となるとは限らないということがございます。実現が不可能だったり、早急な対応ができないなどの回答もあり得るわけでございます。そういった場合、丁寧な説明をしないと不信を招くわけでございますので、私どもといたしましても御理解をいただく姿勢というのは、要望を実現することと同じぐらい大切にしないといけないものだというふうに認識をしております。竹下議員さんの御意見のとおり、丁寧かつ具体的な説明に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

要望書の提出につきましては、町民にとって身近な問題でもありまして、切実な声だというふうに思います。提出された団体等としっかりコミュニケーションを取って、双方に誤解がないように対応してもらうことを求めまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

次の質問につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う影響について質問をいたします。

先ほど待永議員からも同様な質問がありましたので重複する内容があるかというふうに思いますけれども、質問をしていきたいというふうに思います。

新型コロナ感染症につきましては、法上の位置づけが5月8日から2類感染症から5類感染症に移行しました。このことにより、法に基づき行政が様々な要請や関与をする仕組みから、個人の選択を尊重し自主的な取組を基本とした考え方に切り替わっているところでございます。移行したことによって今後の取組などについて何がどう変わるのか、次のとおり質問をいたします。

5点について質問したいというふうに思いますけれども、感染予防対策はどうなるのか、2点目といたしまして、新型コロナウイルスに感染した場合の医療負担はどうなるのか、3点目といたしまして、町立太良病院の診療内容及び経営内容に変化があるのか、4点目といたしまして、感染者数の把握、公表はどうするのか、5点目といたしまして、後遺症が発生している患者の把握はどうなっているのか。

以上、5点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

竹下議員の2点目、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う影響についてお答えします。

1番目の感染予防対策はどうなるのかについてであります。日常における基本的な感染対策については、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、換気、3つの密——密閉、密集、密接——の回避、人と人との距離の確保があります。マスク着用は個人の判断に委ねることが基本となりますが、病院受診やハイリスク者と接触する場合、通勤ラッシュ時の混雑した電車内などでは着用が推奨されております。また、手洗い、換気等についても、基本的感染対策として引き続き有効であるとの見解があります。

2番目の新型コロナウイルスに感染した場合の医療費負担はどうなるのかについてであります。検査、診察、解熱剤などについては保険診療となり、5月8日からは病院窓口での患者負担が生じております。ただし、高額なコロナ治療薬においては、当面9月末までは無料となっております。

3番目の町立太良病院の診療内容及び経営内容に変化があるのかについてであります。感染流行時は院外でドライブスルー方式の診療や検査を行っておりましたが、今後は発熱等の症状がある方は受付にて聞き取りを行い、必要な場合は感染室での待機、診療をお願いすることになります。また、経営内容の変化については、病床確保に対する補助金や診療に関する加算などがなくなります。

4番目の感染者数の把握、公表はどうするのかについてであります。5月7日以前は届出があった数を毎日発表されておりましたが、5月8日からは定点報告、県内39の医療機関の情報を基に週1回発表がされております。

5番目の後遺症が発生している患者の把握はどうなっているのかについてであります。町としては後遺症がある患者の情報がなく、把握はいたしておりません。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それでは、具体的に伺いたいというふうに思います。

感染予防対策であるマスクの着用については、個人の判断を基本として、手洗い換気などについても感染対策に有効であるため推奨していくとの方針で理解しているのか、伺いたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

待永議員の御質問でもお答えいたしましたとおり、マスクの着用については個人の判断に委ねることが基本となりますが、一定の場合には着用が推奨されています。一定の場合とは、

受診時や医療機関、高齢者施設などを訪問するときや通勤ラッシュ時など混雑した電車、バスに乗車するとき、また御自身を感染から守るために高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦などの重症化リスクが高い方が感染拡大時に混雑した場所に行くときなどが想定されます。また、手洗い、換気等についても、基本的感染対策として引き続き有効であります。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

感染対策につきましては、保育園とか小・中学校、福祉施設などの対応はどうされているのか伺いたいというふうに思いますし、園や学校のそれぞれの施設で判断していいのか、統一されていくのか、その辺について伺いたいというふうに思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおりでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それぞれの施設よっての具体的対応について伺いたいと思いますけど。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

新聞報道によりますと、学校現場におきましては県よりマスクの着脱というふうに、推奨してくれというふうな記事が掲載されておりました。それにつきましては、日頃子供たちの表情とかコミュニケーションが取りにくいという理由で、各県内の小・中学校にはそういった文書での通知があつとるところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それでは、各小・中学校につきましては県下一斉、統一した予防感染対策が取られてるといふことでよろしいんですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

直接は学校やそういった保育園の施設には確認はいたしておりませんが、恐らくそのような対応をさせていただいてるというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

新型コロナウイルスワクチンの令和5年の春開始接種のリーフレットが入っておりました。私は65歳以上ということが入ったというふうに思いますけれども、これまでのワクチン接種と今回この春開始接種のワクチンとどう変わっているのか、お尋ねしたいというふうに思

います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

令和4年秋開始接種の対象者は12歳以上であれば誰でもが接種ができていましたが、今回の春開始接種は65歳以上の高齢者、5歳から64歳の基礎疾患を有する方及び医療従事者等に限定されることが変更点となっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

このワクチンの接種対象者はどうなっておるのか、伺いたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

繰り返しにはなりますが、令和5年春開始の接種対象者につきましては、初回接種1回、2回目を終了した65歳の高齢者、5歳から64歳で基礎疾患を有する方、医療従事者等となっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

この対象者を見たら、65歳未満の健常者、いわゆる基礎疾患のない方については対象者になっておりません。この方たちがワクチンを接種したいということに手を挙げられた場合はどう対応するのか、そういうところの状況はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

1、2回目の初回接種が終了されてる方は、本年9月以降に開始される秋開始接種までお待ちいただくことになります。1、2回目接種が終了されてない方は、3月末まで引き続き接種ができます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

65歳未満で基礎疾患のない方でワクチンを希望する方については、秋以降にしか打てないということによろしいんですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

そうなると、今年の夏に第9の波が来るんじゃないかという専門家の意見もあります。予

想の段階ですからそれがどうなるということとは言えませんが、そういう予防がないということになるのですよね、健常者の方は打てないということになれば。健常者の方は感染が極めて少ないということからそういう対応になっているのか、それについていかがですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど竹下議員のほうから御質問があった件につきましては、65歳以上の高齢者の方は重症化リスクが高いと国の審議会において言われております。そのワクチンの効果や持続期間等を踏まえて、通常秋から冬に65歳以上の方は1回接種を受けていただいて、今回5月から8月の分につきましては、先ほど申しあげました65歳以上、基礎疾患がある方については前倒しで今回接種を行っているところでございます。また、秋接種開始につきましては、基本的には健常者の方は接種は年に1回ということで国のほうが推奨しているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

65歳以上の高齢者につきましては、本年度は2回の接種ということになってます。この2回の接種を勧められている理由についてお伺いしたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

ワクチンの重症化効果は6か月程度で低下するという報告があることや、令和4年秋に開始された高齢者の方のオミクロン株対応2価ワクチンの接種のピークは令和4年11月から12月であったことから、ワクチンの予防効果を持続させるためでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

2回打ったほうが効果がありますよというようなことだというふうに思いますけれども、この予約方法ですけれども、ウェブ予約かコールセンターで予約ということになってますけれども、本町役場に設置されております新型コロナワクチンの接種対策室での予約はできるのかどうか、伺いたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

接種対策室での予約はできます。なお、新型コロナワクチン接種対策室は役場の開庁時間の対応なので、年中無休のコールセンターや24時間対応ができるウェブ予約もできることになっております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

竹下君、マイクに向かって口を開いていただければと思います。

○6番（竹下泰信君）

失礼しました。

ウェブ予約、コールセンター以外に、役場での対策室での予約もできるということですね。発熱があったり、せきや喉の痛みなど、感染が疑われる場合の医療機関、太良病院等への対応は、通常の窓口受付でいいのかどうかを伺いたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

医療機関によって異なっておりますが、受診する際はあくまで電話予約をして受診していただくよう推奨されております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

町立太良病院につきましては、新型コロナウイルスの感染症の病床があったというふうに思いますけれども、これについてはどのような対応になっておるのか、伺いたいというふうに思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

県から指定された中等症の患者さん、いわゆる呼吸器の管理が必要な患者様の受入れ病床は病院としてはなくなっておりますが、軽症の輸液で対応ができるような患者さん、そういった患者さんは引き続き幅広い医療機関で受入れをしていくように推奨されておりますので、今後も引き続き軽症の患者さんを受け入れ、あと中等症、重症の患者さんに対しては高度な医療機関を紹介することになると思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけど、暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時26分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き、一般質問を始めたいと思います。

竹下君、丁寧に。

○6番（竹下泰信君）

丁寧に質問いたします。

太良町の新型コロナウイルスウイルスの接種対策室が今役場のほうに設置されておりますけれども、今後の運営についてはどうするのか伺いたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

令和6年3月までが特例臨時接種の期間であることから、3月までは同様の運営を行い、4月以降については現時点では未定でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

今後とも有効な対策室の運営をお願いしたいというふうに思います。

次に、待永議員からもありましたけれども、後遺症についてお伺いしたいというふうに思います。

先ほど町長からの答弁にもありましたように、後遺症がある患者の情報はなく、把握していないという答弁がありました。佐賀県では、後遺症に悩まれている方の相談を受ける佐賀県の受診相談センターに後遺症に関する相談窓口が設置されてあります。後遺症と思われる症状がある場合、1人で悩まず、まずはかかりつけの医師、最寄りの医療機関、新型コロナウイルス感染症の診断を受けた医療機関、佐賀県受診相談センターへ御相談をくださいということになっています。後遺症に悩まれる方の情報収集を行って、しかるべき対応を図るべきだというふうに考えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、現時点では把握はいたしておりませんが、議員御案内のとおり後遺症に悩まされる方もいらっしゃいますので、今後は町といたしましては佐賀県受診相談センターの御案内を町民の方に周知して、広報活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

町立太良病院での後遺症での受診、相談等はあっているのかどうか、伺いたいというふうに思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

現在のところ、町立太良病院には後遺症が疑われる患者さんの来院はあってないようです。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

最後になりますけれども、新型コロナウイルスの感染症につきましては、2類感染症から5類感染症に移行をしたものの、今後も一定の感染拡大を想定して対策を講じる必要があるんじゃないかというふうに思います。町民への周知についても、これまで同様行うこ

とを怠ることがないよう徹底していただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

これで4番通告者の質問が丁寧に終わりましたので、これにて一般質問を終了いたします。

これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

午後2時28分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩